

第百六十四回  
国会

# 参議院經濟産業委員会會議録第十三号

平成十八年五月十一日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

五月九日

辞任

藤末 健三君

補欠選任

藤本 祐司君

五月十日

辞任

藤本 祐司君

補欠選任

藤末 健三君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

加納 時男君

委員

北川イツセイ君  
佐藤 昭郎君  
松山 政司君  
若林 秀樹君  
渡辺 秀央君

魚住 汎英君

倉田 寛之君

小林 温君

林 芳正君

保坂 三蔵君

松村 祥史君

岩本 司君

小林 正夫君

直嶋 正行君

藤末 健三君

山根 隆治君

浜田 昌良君

松 あきら君

田 英夫君

鈴木 陽悦君

国務大臣

經濟産業大臣

二階 俊博君

副大臣

經濟産業副大臣

松 あきら君

大臣政務官

經濟産業大臣政務官

小林 温君

事務局側

常任委員会専門員

世木 義之君

政府参考人

外務大臣官房審議官

木寺 昌人君

農林水産大臣官房総括審議官

高橋 博君

經濟産業省通商政策局長

北村 俊昭君

經濟産業省貿易經濟協力局長

石田 徹君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○經濟上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地證明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加納時男君) ただいまから經濟産業委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

經濟上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地證明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に外務大臣官房審議官木寺昌人君、農林水産大臣官房総括審議官高橋博君、經濟産業省通商政策局長北村俊昭君及び經濟

産業省貿易經濟協力局長石田徹君を政府参考人と  
して出席を求め、その説明を聴取することに御異  
議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(加納時男君) 御異議ないと認め、さ  
う決定いたします。

○委員長(加納時男君) 經濟上の連携の強化に關  
する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基  
づく特定原産地證明書の発給等に関する法律の一  
部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますの  
で、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松村祥史君 自由民主党の松村祥史でございます。

本日は、經濟上の連携の強化に関する日本国と  
メキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地  
證明書の発給等に関する法律の一部を改正する法  
律案について御質問をさせていただきますと思つ  
ております。

実は、この法案は、私も一昨年前、初めて当選  
をさせていただいて、この委員会ですべて質問を  
させていただいた法案でございました。緊張の中  
にも当時の中川經濟産業大臣といろいろと御議論  
をさせていただいて、特に中川大臣から、我が国  
は貿易立国である、このEPA戦略というのは

今後の日本の經濟成長にとって必要不可欠であ  
り、非常に重要なものであるというふうなお話を  
伺ったのを記憶しております。私も質問の中で詳  
細にまでいろいろと質問をさせていただいて、是  
非、日本の利益のためにどんどん進めていただ  
きたいとエールを送ったところでございました。

そこで、メキシコは南北アメリカの十字路と言  
われておりますし、人口約一億、世界第十位のG

DP經濟大国であったと記憶しております。当  
時、このメキシコ合衆国とEPAを結ぶことで四  
千億近い我が国にとつて利益が出るだろうとい  
うふうなお話をされておりましたし、まあそれか  
ら一年が経過いたしました。

そこで、まずこのメキシコ合衆国との一年の経  
過、成果についてお尋ねをしたいと思ひますの  
で、よろしく願ひいたします。

○大臣政務官(小林温君) お答え申し上げます。

日本とメキシコの經濟連携協定が昨年の四月に  
発効いたしました。一年間の両国間の貿易状況を  
見ますと、我が国からの輸出が約四五%増加を  
しております。また、メキシコからの輸入も約二  
二%増加をしております。さらに、投資の面でも  
我が国の自動車メーカーなどによるメキシコに  
対する新規あるいは追加の投資が活発化してい  
るところです。

今、松村委員の方からお話がありましたよう  
に、一昨年、この經濟連携協定の審議をさせて  
いただいたときに、この協定の交渉あるいはその  
締結を急いだ背景には、NAFTAの影響で特に日  
本の輸出産業に多額の逸失利益が発生をしてい  
た、その代表例が自動車関連だったわけですが、  
こうした点からもこの協定の効果というものを裏  
付けることができるだろうというふうにお思ひ  
いたします。

經濟産業省といたしましても、この協定を通じ  
て更に二国間の貿易あるいは投資が促進されて  
いくものというふうにご考えておりますが、引き続き  
その動向には注視をしていきたいというふう  
に考えております。

ありがとうございます。

○松村祥史君 一昨年の質問でこういう御質問  
させていただいて、一か国目がシンガポールであ  
りましたし、二か国目、正に真正銘のFTAで

すねと、EPA戦略です。ねというお話をさせていたいただいた覚えがございます。当時、委員でございました現小林政務官もNFTAのお話を少々質問されました。我が国もどんだん進んでいくべきだというようにお話をされたのを記憶しております。思った以上の成果が出たものと、ということ。我が国の経済、EPA戦略についてはいきつかけ、いいスタートができたんじゃないかと、このように思っております。

冷戦後、グローバル化する世界経済の中で、このWTOを補完しながらEPA戦略を打っていくことは非常に大事なことでございます。今法案も本質は、これ原産地証明を簡素化したり質と量を高めていくことで我が国の経済成長戦略につなげようということであろうと理解をしております。

本年四月に、我が国の中長期的な経済戦略を基にグローバル経済戦略が発表されておりますが、実はこの一昨年前の委員会でも藤末先生も、藤末委員もこのグローバル経済成長戦略については御質問されたような記憶がございます。しっかりとした目標を立てられて進めるべきではないでしょうかというように発言なさったように覚えておりますけれども、私も、これはしっかりとした戦略を基に進めていくことは非常に大事でございます。昔、企業家をやっておりましたから、企業においてもやはりプラン・ドゥ・シー、企業をしつかりと立ち上げる中で、立案をし、実行をし、反省をし。この反省が一番重要なわけでございまして、この反省を基にまた次の手を打っていくというのが大事なことであったらと思うております。

そういう意味でも、今回示されましたグローバル経済戦略、ここにございますけれども、この将来像、目指すべきもの、こういっただけものを是非大臣にお伺いしたいと思っております。それからまた、このグローバル経済戦略の中に東アジアEPA構想が掲げられておられます。その中に、インド、オーストラリア、ニュージーラ

ンド、この三か国も入れたところでの構想を練っておられると理解をしております。経済的、政治的な意義では、大変な飛躍的な意義のあるものと理解をしておりますので、その辺のところを具体的に大臣のお考えをお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○国務大臣(二階俊博君) ただいま松村議員からこの経済連携協定に対する大変御理解の深い御質問をちょうだいし、激励をちょうだいしたような思いをいたします。

この問題につきまして、まず東アジアにおける経済の発展を牽引しているのは、何といたしまして日本企業を中心とする直接投資活動が活発化しているからであります。こうした企業活動を通じて、東アジアには非常に緊密な生産分業ネットワークというものが形成されつつある、また事実上、されていると申し上げても過言でないかと思っております。実態上の経済統合が進んでおるといふふうに判断をいたしております。

こうした動きを経済連携協定、いわゆるEPAによって制度的にしつかりと支えて、企業が今後安心して活動ができる市場経済圏を構築することが我が国のためにも大事であります。御一緒にやりましょうということをお願いする、今議員から御指摘のあった、日本を含めての十六か国、ともに繁栄していこうということと呼び掛ける上において、こうした枠組みが非常に大事なわけであります。

特に、私は、ASEANの会議その他の国際会議におきまして、実際いろいろな国々の皆さんが意外なくらいに日本に対する大変な信頼と期待があるわけでありまして、公のこうした会議におきましては、それぞれの御意見を言われます。しかし、個々に皆さんが日本に対する期待を本心に心底から表明をされる。そうした中で、日本よ頑張ってください、日本は我々の兄貴分であるはずだ、そういうことで、早く言えば、自信を持ってもっと前に進めと、こういう激励であらうかと思っております。

そうしたことを受けて、私は、このASEANを中心とする経済連携の推進を更にこの速度を速めていくということが大事だろうと思っております。二〇〇七年の末ごろには、日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドの六か国がASEANとのEPAを成立させるであらうということが見込まれておる今日であります。

こうした状況を判断しまして、私は、これらの六か国とASEAN十か国全体を対象とした、先ほどお話のあったこの東アジア十六か国のEPAを推進する機会が次第に熟しつつある。これは早過ぎても、なかなか周りが付いてきてくれないような状況でも駄目ですし、しかし一番問題は、遅過ぎることが最も問題であらうと思っております。それぞれの国との間に、経済のこういう約束事でございまして、利害が絡みますから、いろんな御意見があることは私も承知をいたしております。中国との関係においてどうだというふうな御意見を持つておられる方々もこの内外に、いろんな御意見を寄せていただいております。

しかし、私は、この東アジアEPA構想ということとを提唱しましたのは、今後、明日すぐ締結をするというわけではない、これからずっと関係の皆さんに御協力いただく、その代わり日本もやるべきことをやらなきゃいけない。例えば、アジア人材資金、これは本当は基金と言った方が呼びやすいであろうと、また分かりやすいわけでありますが、意味はほとんど同じでございます。そういうものを設立して、海外から優秀な人材を日本に引き、日本の企業とともに勉強していただく、その人はまたその国に帰って大きな働きをする、それで、日本で就職したい人はどんどん日本で就職していただく。

そういうことで、やっぱり日本がこういう国のリーダーたる役割を積極的にやっていくことが大事ではないか。そのために、東アジアEPA構想をやはり毅然と皆さんに、皆さんというか、諸外国の皆さんに申し上げて、そして御理解をいただきながら、御協力をいただきながら推進していく

ことが大事だと、これは私の信念であります。○松村祥史君 大臣の固い御決意を聞いた思いでございます。EPA戦略の中で、世界を相手に戦っていくと。南米は進んでおりますし、EU諸国、そして何より東アジア構想、世界を相手に戦っていく上でも非常にこの東アジアの圏内を日本がインシアチブを持って戦っていくと、こういう環境をつくっていくというのは非常に大事なことで、このことを改めて大臣の口から聞かせていただいたような思いでございます。

そういう意味で、我が国がリーディングボードを握りこの東アジア圏の経済連携を進めていく中で、日中韓の関係というのは非常に大事なものであると思っております。私個人の考えとしては、やはり中国、韓国との連携も必要で、パートナーシップも必要であらうと、このように思っておりますが、できるならば我が国がやはり先陣を切つてこの東アジア圏のリーダーたる役割を果たしていくと、このことが非常に大事である、こう思っております。中国においては、今お話しにも、大臣のお口からございました、今年の温家宝首相との会談であるとかアジアフォーラムへの出席であるとか、もう大臣の御尽力、御活躍については期待もできますし、いろんなお考えの下に行動されていると理解をしております。

しかし、残念ながら、日韓EPAについては、二〇〇四年の十一月以降ですが、農水産品の市場アクセスの問題などで両国間の乖離といえます。隔たりができてまして、韓国側が交渉のテーブルに着いていないのが現状であると認識をしております。

そこで、グローバル経済戦略、この本の中にも日韓のEPAについて今後どのように進めていくのかと、早期の回復というものをうたっておられますけれども、その辺についての、今後どのように行動されていくのか、大臣のお考えをお聞かせいただければと思います。

○国務大臣(二階俊博君) 今お尋ねのとおり、日韓両国、正に隣り合う先進国同士であります。と

私は以前に自由民主党の役員をしておりました当時、韓国の経済界のトップリーダーの皆さんが自民党本部においてになりましたで、この問題について大変強い、熱心な、早く協議を始めましょうということについてお話がありました。しかし、正直申し上げて、韓国と日本との間においては政府間同士、ただいま松村議員から御指摘のありましたような農業問題を中心として、今この交渉のテーブルに着くということに対して多少ちゅうちょしておられるような、そういう様相であることは事実であります。

しかし、それはそれとして、我々は間断なく、難しければ難しいほど我々は熱心に、かつあらゆる手段、あらゆる方法を講じて交渉のテーブルに着いていただくように努力をしなければなりません。今日までその努力を重ねてまいりました。まだ、成果を得るに至っておりませんが、そう遠くない将来に交渉再開ができるであろうということを感じ、頑張っていきたいと思ひます。

○松村祥史君　大變微妙な關係であるということ  
は私も認識をしておりますし、御尽力いただいて  
いることも十二分に理解をしております。目に見  
える關係だけでなく、水面下での動きというのは  
非常に大きなものがありましようし、ひいては経  
済問題だけでなく、やはり政治での役割というの  
は非常に大きなものがあると思います。大臣の引  
き続きの御尽力をこの場所でお願いをしておき  
たいと思います。

二〇〇四年に、引き続きですが、十二月の経済連携促進関係閣僚会議において、このFTA、EPAについての基本方針が示されましたが、この方針の具体的な相手国や時期などはこの当時は示されておりませんでした。

実は、昨日の、新聞でございますが、経済財政諮問会議で、諮問会議が策定確認と、EPA工程

經濟産業委員會會議錄第十三号 平成十八年五月十一日 【参議院】

三

またこのときに、日本から出ていく、頑張られる企業というのはこういう工程表がありますと非常に戦略が立てやすいと、こう理解しております。これは有り難いことだなと。こういう話を私も友人にしましたらば、これは今後海外を目指すという成長企業でございますけれども、非常にこういうものが明確に示してあると助かる、準備期間であるとか時期の見極め、こういったものに対して助かるんだという一言をいただきました。大変有り難いことだなと、こう理解をしております。

そういう上で、企業との連携を図られるということもうたわれておりますが、具体的にヒアリングをやられるとか、こういった方向でやりますよとか、このグローバル経済戦略のアクションプランの工程表というのは、ある意味、我が国の地図でありましょう。地図というのは計画でありますから、計画どおりに事はなかなか進みにくいものですが、こういったアクションプランを立てて進まれることは重要なことだと思っております。

新聞にも少々出ておりますが、今後のいろんな  
お考え、また企業との連携、どういう成長企業を  
つくっていくかと、こういったことについて具体  
的にございましたらばお聞かせをいただきたいと  
思います。

○國務大臣(二階俊博君) たいだいまお示しのとおり、昨日、経済財政諮問会議におきまして、経済連携促進に関する主要閣僚間で取りまとめた工程表、これを基に相手国や候補国ごとに目標時期を

ただ、特に経営上の問題、民間の企業経営等について経験の深い松村議員であります。私は、これ、かなりのスピードでやっていかないとには民間の皆さんの期待、需要にこたえていけないというふうに思うわけであります。そして、私たちがこのアジアの中で、世界の中で何かをやっておるといって考えにややもすると陥りがちです。私たちがじっとしておたってほかの国はどんどんどんどん進んでいくわけであります。気が付いたときには周りにはお友達がいないといふようなことになりかねない。私はそんなことがあってはならないと思います。

ですから、少々あつれきがあるうが、多少文句言う人がおつても、やるべきことを、これは正し  
いと。例えば、当委員会でもつとしつかりやれと  
いう御決議でもちようだいでければ、我々はそれ  
に従つてどんどん推進していくと、こういう決意  
を持つておることを改めて申し上げておきたいと  
思います。

○松村祥史君 大臣の固い御決意を聞かせていただきました。

本當にウイン・ウインの關係をつくつていく中では、これは選択と集中という言葉よりも、やはり決断が必要であらうと思います。その決断を、大臣の覚悟というような思いを今しかりと聞かせていただいた思いでございます。この当委員会での御決議でもあればということでございましたけれども、私個人としましてはどんどん進めていただきたいと、このように思っておりますので、是非、大臣、御活躍いただきますようお願いいたします。

時間もございませぬから最後の質問になろうかと思いますが、湾岸協力会議、GCCとのFTAに関する質問をさせていただきたいと思ひます。

我が国は、貿易立国でもあり、天然資源を海外に多く依存しております。連休前に原油も高騰し

それを踏まえてでありましょうが、四月の六日、小林政務官も、GCCとFTA交渉開始が合意されたというのは評価すべきであろうと思いますが、そこに、先進地に先日視察をされたと。こういうことを踏まえてであろうと思います  
が……

○大臣政務官(小林温君) 先見性。  
○松村祥史君 ああ、先見性でございますね、先見性のある行動を取られたと、このように聞いております。

そこで、現地でのいろんな会議もございましたでしょう。今後の戦略、どういった方向で進めてまいりたいのか、指針ございましたらばお聞かせをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大臣政務官(小林温君) 御指摘いたいただきましたように、原油や鉱物資源が高騰しております。そういう点から見ても、その供給の安定性の確保というの、資源小国である我が国の持続的な経済成長を支える上で不可欠の課題だというふうに認識しております。

こうした認識の下、平成十六年の十二月に取りまとめました今後の経済連携協定の推進についての基本方針の中で、資源国との経済関係の強化を図るため、資源国との経済連携交渉を積極的に進めているところでございます。

特に、我が国にとって重要な産油・産ガス国が含まれる湾岸協力会議、GCCとも、先日、自由貿易協定の交渉を開始するというのを合意をいたしました。今月の下旬、二十日と二十一日に準備会合が、準備協議が開催されることになって

おりまして、早期に正式な交渉を始めることができるようにその調整を鋭意進めているところでございます。

御紹介いただきましたように、四月の末から私も、加盟国であるサウジアラビア、アラブ首長国連邦、クウェートに訪問させていただいて、F T A交渉の加速化のための働き掛けを関係各大臣など行っておりまして。

こういう話をさせていただくと、原油やガスを供給するのはいいけれども、そのある意味では見返りとして、単に原油の下流部門などに対する投資にとどまらずに、もっと幅広い経済関係を構築をしたいというような意向を各国が持っているという点も私はじかに聞いてきたわけでございまして。そういった点も踏まえて、原油やガスの売手、買手としての関係だけでなく、更に幅広く緊密で多面的な経済関係をこれからつくっていくために、このGCCとのF T A、これ積極的に、そして戦略的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○松村祥史君 詳しい御説明ありがとうございます。是非、この資源というのは日本は輸入国でございまして、新エネルギーの開発も含めてでありますけれども、是非積極的に進めていただきますように、改めてお願いをしておきたいと思っております。

時間も少々残りましたけれども、このE P A戦略、今回出されましたグローバル経済戦略、しっかりと我が国の地図ができたわけでございまして、この実現のために、先ほど大臣のお言葉にございました、少々の困難は覚悟の上と、決断を持ってどんどん進めていただきます。我が国の経済の発展に寄与できるように当委員会が率先してやはり頑張っていくべきだろうと、私もこのように思っておりますので、是非、大臣始め副大臣、政務官の御活躍もお願いをしておきたいと思っております。

少々時間が余りましたけれども、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

た。

○委員長(加納時男君) 松村祥史君の質問は終わりました。

○藤末健三君 民主党・新緑風会の藤末でございます。

本日は、この法律につきまして御質問するとともに、先ほど松村委員からもお話をいたしましたけど、グローバル経済戦略については是非いろいろ議論をさせていただきたいと思っております。

まず、法案につきまして一つ私が思っていますのは、この原産地証明の指定発給機関は、今、商工会議所となっております。まず、その理由につきましても、恐らくメキシコでやり始めたということが一番大きな理由だとは思いますが、ただ、新規参入を促し、そして手数料を削減するという努力は、僕は必ず必要じゃないかと思うわけでございまして、その商工会議所以外の新規参入を促す方向性があるかどうか、そしてまた、商工会議所を指定機関とした理由につきまして経済産業省の方からお話しいただけますでしょうか。お願いいたします。

○政府参考人(石田徹君) ただいまの先生の御質問についてお答え申し上げます。

まず、その現状、なぜ商工会議所だけが指定になっているのかということですが、日・メキシコあるいは日・マレーシア、この双方の経済連携協定におきまして、特定原産地証明書の発給主体というのは、権限のある政府当局に加えまして、権限のある政府当局が指定する団体というふうに規定をされているわけでございます。これは、相手国は政府が発給をするのに対して、日本側は民間で民間でできるというところについて、特定原産地証明書の発給機関として発給体制に信頼の置ける団体を指定するというところで最終的に先方と合意をしたという経緯がございます。

この点、商工会議所は、戦前から既に、例えば統計目的など各種の原産地証明書の発給業務というのを行っております。昭和二十八年に制定さ

れました商工会議所法におきましても、その事業の一つとして規定をされているところでございます。現在では、我が国のそうした原産地証明書の約九六％、一年間約五十六万件の発給を行っているということでございます。

さらに、御案内のように、日墨E P Aあるいは日・シンガポールE P Aの特恵原産地証明書につきましても、既に発給実績があることは御案内のとおりでございます。

以上のことから、今回、マレーシア政府との交渉におきましても商工会議所をこの指定団体とするということでも了解を得たものでございます。

次に、発給機関の新規参入についてのお尋ねでございますけれども、この原産地証明法の下では、原産地証明書の発給機関につきまして、国の事務という発給事務の性格上、指定基準を定めているわけでございますが、経理的基礎あるいは技術的能力など三点を規定をいたしております。現時点では、こうした技術的能力等を勘案をいたしまして、かつその相手国との間でも商工会議所を指定するというところで了解を得ているわけでございますけれども、法律の規定上、将来における他の団体の指定の可能性を排除しているものではないと思っております。

ただ、お尋ねのその手数料との関係につきましては、原産地証明法では、経費の実費を勘案して発給機関が経済産業大臣の認可を受けて手数料を定めるというふうになっているわけでございますけれども、原産地証明書の判定あるいは発給に必要なシステム開発といったような初期費用がかなりやばり発生するというようなこともございまして、現時点では発給機関の新規増が直ちにその手数料低減につながるという状況にはないのではないかというふうに考えております。

○藤末健三君 商工会議所さんの方で情報システム等の投資を行ったということは理解しているわけでございますけれども、やはり民間に任ずるというからには、きちんと新規参入等を促す手段を考えていた、なかなかやいけないではないかと思

ます。

現在、メキシコだけ、シンガポール、メーンはメキシコでございますけれども、これから交渉している国々とのE P Aが締結されますと、恐らく作業量が十倍とかになってくると思うんですよ。そういう作業量が今後急激に増えるということにつきましてもどういうふうにお考えかということについて教えていただけないでしょうか。

○政府参考人(石田徹君) 正に先生御指摘のように、これから続々とE P Aが締結されていくということになりますと、当然この原産地証明の審査件数の増加も見込まれるわけでございます。

ただ、今申し上げましたように、商工会議所自体は既に各種の原産地証明書の発給実績、年間五十六万件という実績も持っております。それに備えた体制、知見も当然あるわけでございまして、メキシコとの間でもこの一年間、まだ五千件程度の発給実績ということで考えれば、当面、ほかのところが増えていっても、もちろん所要の補強は必要かと思えますけれども、体制としては十分なものを用意しているのではないかと考えております。

ただ、私も、新規の団体の参入の可能性を否定しているわけでございまして、新しい団体が正にこの技術的あるいは経理的な能力を持ち、かつやりたいという意図がある団体が出てくれば、これは当然相手国との了解も前提になりますけれども、当然私どもとしても将来の課題としてこれは検討していきたいと思っております。

○藤末健三君 是非、何というか、あるところだけに発給を指定するという関係というのは余りよろしくないと思うんですよ、この世の中の動きとして。是非とも公正かつオープンにやっていただきたいし、また手数料につきましても、私が心配しますのは、どんどんどんどん発給件数が増えるごとに料金は安くなきゃいけないはずなんです、絶対、将来的に。間違いなく、これは。

恐らく、今までの状況を見ると、ある料金が決まればそれがずっと固定されて続くんじゃない

かと思うんですが、そういう料金の改定は、きちんと見直していただけないでしょうか。発給件数が増えれば必ず手数料は安くなるはずだと私は思っておりますが、いかがでございますか。

○政府参考人(石田徹君) まだ、正直申し上げて、メキシコの実績につきましてもうやく一年過ぎたところということでございまして、この手数料が将来にわたってどういうふうになつていくのかというのは、これは正に実費を勘案して発給団体が承認を申請してくるという、こういう形になつておりますので、そういう中で、私どもとしては、できるだけ効率化を発給団体の方に要請をし、おっしゃるように、ユーザーができるだけ安い手数料で効率的に使えるような制度にしたいというふうに思っております。

○藤末健三君 是非、きちんとユーザーを考えた制度をおつくりいただければと思います。是非お願いいたします。

続きまして、このEPAの交渉国につきまして、先ほど松村委員からお話ございましたが、私もこのグローバル経済戦略を読ませていただいたきまして、本当に二階大臣を始めとする方々の御努力というのはすばらしいものだと思います。

実は、ちょっと宣伝になりますけれど、我々民主党でもここにおります若林理事を中心にアジアの太平洋連合構想ということで戦略をつくりまして、昨年、ちょうど五月でございまして、いろいろ言っております。実際に目次を比べますと、例えば、産業の競争力をEPAを通じて強化しますとか、ソフトウェアを使いましょうとかいうことで、もしかしたら大分採用していただいたんじゃないかというところもございまして、いや、本当にこれを喜ばしく思っております。

ただ、具体的な中身を見ますと、本当にこれだけすばらしいものをつくっていただいて感謝なんですけど、一つだけ、一つというか幾つか気になる点がございますが、一つございまして、どの国とEPAを結んだ場合に経済的なインパクトがどれだ

けあるかということが余り明確に出ていない。EPAがある国と結ぶことによつてこれだけの経済効果があるからこの国から優先しますよというようなシナリオがちょっとないんじゃないかなと私はちょっと感じたんですが、その点いかがでございますでしょうか。

例えば、今、チリとの交渉もなされていると思うんですが、私はいろいろ企業の方々とお話をしていますと、今、チリは約四十か国とFTAを結んでいて、そのチリがFTAを結んだ国々のGDPを全部合わせると世界のGDPの約七割をカバーするという話で、チリと早くやってくれよと言う人が割と多いんですよ、実を言いますと。だから、そういう分析がやはり必要ではないかと思うんですが、その点につきまして、北村局長、お願いします。

○政府参考人(北村俊昭君) お答え申し上げます。今お尋ねのありましたEPAの交渉の相手先、あるいは地域をどう決定するか、その際の経済効果、その辺をどういうふうに見ているのかというお尋ねでございました。

平成十六年の十二月に策定されております今後の経済連携協定の推進についての基本方針、これが現在政府が持つております経済連携についての基本的な視点をここに書いてございまして、けれども、この中で、経済のインパクトといったものも非常に大きなものとして当然加えておりますけれども、これに加えて、外交上の観点、あるいは相手国の状況、こういったことを総合的に勘案して相手国・地域は決定すべきであるというふうに記載されているところでございます。

この方針に基づきまして、実際にEPA交渉を始める際には、当然、それぞれの経済へのインパクトについて、例えば産学官が参加をします共同研究会、こういった場で経済効果の試算を行つておるのが通常でございまして。例えば、マレーシアにつきましては経済効果の計算として約四千億の経済効果があると、そういう前提でこの日本・マ

レーシアのEPA交渉に取り組むべきである、そういう計算をしているところでございます。こういったことも踏まえまして、先ほど御議論がございました、昨日示されております今後のEPA交渉の進め方に関する工程表、これを念頭に置いて今後積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○藤末健三君 是非、シミュレーション、経済効果だけではないということも重々承知しているんですけど、二つございまして。一つは、例えばマレーシアとのEPAの効果、GDPを約四千億円押し上げるといふ計算をされているわけですけど、私、実際にこれの前の、この前のシミュレーションを見たことがあるんですよ。シミュレーションのソフトを使って計算をされているんですけど、正直申し上げて、それが本当に説得力があるものかということについては、完全な説得力を持つところまで至つてないんじゃないかというのが私の感想でございまして。

で、産官学の共同研究ということでおっしゃつておりますけれど、その研究のためのこのコストの掛け方というのは僕は不足しているんじゃないかと思つておりました。是非ともそのシミュレーションをもっときちんとやつていただけないかなということをお願いしたいと思つてます。それはなぜかと申しますと、産業界のためにプラスになるというのは大体もう分かっている話でございまして、もう一つあるのが農業問題、どれだけこのマインナスの効果があるかというやはりバランスを見なきゃいけないんじゃないかと思つておりました。農業の部門を説得するために私はシミュレーションが必要じゃないかと考えていますので、是非ともシミュレーションをきちんとやつていただきたいと思つてます。

で、続きまして、松村委員からも似たような質問ございましたけど、韓国、フィリピン、タイというのが昨年内に合意するという予定で交渉が動いてたはずでございまして、このスケジュールが遅れている理由、特に今韓国とは交渉が決裂した

ということでございますが、簡単に理由等を御説明していただければと思います。お願いします。

○政府参考人(北村俊昭君) お答え申し上げます。

先ほど松村先生の御質問にございましたように、一昨年の十一月から交渉が中断をいたしておりますけれども、交渉の中断の原因は、その時点までに両国でそれぞれの国がそれぞれの市場開放、自由化、具体的に言えば関税の撤廃でございまして、けれども、どれだけの品目についてどの程度の関税撤廃をする用意があるかと、これをオファーと言つておりますけれども、そのオファーを交換する直前のところまで交渉は進んでおりました。このオファーの交換の直前の状況において、特に韓国側が、日本が準備しているであろうという想定の下でございまして、オファーの交換前の状態でございますので、日本側が準備をしているであろうと韓国側が想定をしているものでは今後交渉を進める地合いにはないだろうという判断に韓国側が立つた。そういう状況に陥つたために、その後、交渉のテーブルに着けないという状態が続いております。

○藤末健三君 あと、フィリピンとタイも予定遅れておりますよね。で、それはまあ大体状況は存じ上げていますけれども、韓国側が日本のやつはのめませんと。で、フィリピン、タイは農業問題や人の移動でこだわりますということなんですけれども、そういうのもめるのは当然じゃないんですか、こういうのって、交渉ですから。

ですから、本質的な問題はどこにあるかという話になったときに、私はちょっと一つ考えていますのは、やはり、後で話を申し上げようと思つたけれども、いろんな省庁がばらばらにやっていると、これはないんですかね。例えば、フィリピンとの関係であれば、医療関係の方々が日本に送り込みたいということをおっしゃつています。タイだったら農業問題、韓国であれば農業問題、アルファがありますという状況の下で、経済産業省以外の分野、いろいろあるじゃないですか。そ

この調整や何かが遅れて遅れているのではないかなと思うんですけど、その点についていかがでございますか。

○政府参考人(北村俊昭君) 二国間のEPA交渉、それぞれ国が違いますし、あるいは国によつての優先順位、これも当然異なっております。また、日本側にとつてみても初めての問題、あるいは大変難しい問題、それも交渉の国ごとに違ってくるということで、一概にはもちろん言えないわけですが、例えば、今御指摘のありましたタイにつきましては、実は実質的な合意は既に終了いたしております。本来であれば既に協定に署名をする地合いにまで至つていたということでございますけれども、御案内のタイの政治的な情勢変化がございます。したがって、私どもとしては、タイの政治情勢がこういった協定が署名できることと一刻も早くなるように期待をしているところでございます。

また、フィリピンについての御質問がございました。フィリピンにつきましては、フィリピン側での法技術的な作業が遅れております。これは、フィリピンにとつて日本とのEPA交渉が第一号でございます。そういう意味で、もちろん先生御指摘の人の問題の大変難しい問題もございましたけれども、当面、作業が遅れている主要な原因はフィリピン側の法技術的な作業の遅れということでございますので、この辺を早期に署名ができるように詰め調整を現在急いでいるところでございます。

○藤末健三君 是非、スケジュールを守つていたいただきたいというのが一つお願いでございます。それはなぜかと申しますと、ビジネスやつている方々がこの工程表に従つていつにEPAが結ばれるか、こういうビジネスをやつていこうというのを考えている方がおられるんですよ。で、理由はともあれ遅れましたというだけで済ますわけにはいかないと思うんですよ。ほんと遅れていきますもん、これ、正直申し上げ

て、その点は絶対きちんとして、やはり日本の国の産業のことを思うのであればきちんとしてスケジュールどおりにやつていただき、いつまでに締結され、そしてそのときに新しいビジネスチャンスが生まれますよということをやっぱり工程表どおりやつていただくことが私は必要ではないかとは思っています。是非、本当に努力をいただいていることはもう重々承知の上でございますけれど、より完璧を求めていただければと思います。

また、特に私が関心高いのはASEANでございます。ASEANにつきましては、今、交渉していただいているという状況でございますけれども、一方、中国とか韓国を見ますと、中国は昨年七月にASEANとのFTA、まあレベルは低いとおっしゃるかもしれませんが発効しており、また韓国も昨年末にはもう基本合意が終つていっている状況でございます。我が国の対応としては遅過ぎるのではないかというふうに思っています。

で、EPAのこの工程表を作つていただく御努力はすぐ大事な事だと思つていただくと、私が大事なのは、FTAの締結競争が起きているんですよ、実際問題。

お手元に紙をお配りしましたけれど、韓国と中国を書いてあります。韓国と中国がどのようなFTA交渉をやつてどういうふうに展開しているかというところも考えなければ、我々、東アジアのFTAをまとめていくということは僕はできないんじゃないかな。これによつて、シンガポールも作つたんですけど、省きました、シンガポールも動いているんですよ、同時に。彼らも東アジアのEPAのハブになりましたがつていいます。中国もなりたい、韓国もなりたい。じゃ、その中で日本がどうするかということもきちんとして考えた上で敵が、敵と言つたら失礼ですけど、ライバルがいる中で我々がFTAをどう戦略的に国のために使うかという発想が必要じゃないかと思つて、その点いかがでございますか。

○政府参考人(北村俊昭君) お答え申し上げます。

中国、韓国が、それぞれ、ASEAN全体とのEPAを進めていると、非常にスピード感を持って進めていること、私どもとしても重々認識をしております。

ただ、日本として、例えばASEAN全体、あるいはASEANの二国間、既にできておりますシンガポール、マレーシアあるいは実質的に合意しておりますタイ、さらに現在、最終局面にありますがフィリピン、こういったことを、EPA交渉の中で私どもとしては、やはり内容的な問題も、スピードと同時に内容的な問題も極めて重要なものがあるというふうに思っております。

一点だけ具体的に申し上げますと、韓国、中国と日本の産業界との違いを申し上げますと、ASEANに対して日本の産業界は投資をする、大規模な生産ネットワークをつくる、投資をする、そういったことが中国、韓国との大きな差でございます。そういったことを考えますと、投資に対する規律の問題、保護の問題あるいは投資に伴つて当然、知的財産の問題が発生いたします。知的財産の保護の問題、こういった問題についてきちつと内容のあるEPAにしていくことが、またこれ非常に重要な課題であるというふうに思っております。

そういう意味では、既に合意をいたしております、あるいは最終的な局面にあります二国間のEPAでは、今申し上げた高いレベルの貿易の自由化に加えて、投資の問題、あるいは知的財産の保護の問題、さらには両方の産業での協力の問題と、こういった非常に幅広い分野のEPAを実現できているというふうに思っております。

ただ、いずれにいたしましても、先生が御指摘のように、スピードも大変重要な要素でございます。このスピードと質と、両方を最大限追求してまいりたいというふうに思っております。

○藤末健三君 EPAという、経済連携協定という言葉を使われておられて、それは自由貿易協

定、FTAとは違い、人の交流をやりましょう、知財権の保護をやりましょう、投資をやりましょうというものは重々承知しているつもりです。しかし、EPAにこだわつてばかりで、FTAもう結ばないよというんじやまずいと思うんですよ。やっぱり使い分けを是非やつてくださ、明確に。

例えば、お配りしましたけれど、先ほど申し上げたように、四十か国とFTAを結び、もう世界のGDPの七割をカバーしているというチリ。中国と韓国はもう結んでいられるんですよ。我が国はどうなっているかという話ですよ。ASEANもそうじゃないですか、本当に。

ですから、頑張つておられるというのは分かるんですけど、やっぱり中国と韓国どうしているのかと、シンガポールどうしているのかとやっぱり見た上でやつていた、だかきやいけないんじゃないかと私は本心に思います。

例えば、GCCの議論、先ほど松村議員からお話ありましたけれど、湾岸協力会議とのFTAの締結につきましては、もう中国は、例えば二〇〇四年の九月からもう始めているという状況で、二ページ目でございます、お配りした資料の。あと南アフリカ関税同盟との協議もやっていると、オーストラリアともやっていると、ニュージーランドともやっていると、二ページ目、食料とかエネルギーの確保、中国これから経済成長するじゃないですか、エネルギーが不足する、そして食料が足りなくなるといふ懸念をFTAでカバーしようという動きを一生懸命やっていると、いうふうに見えております。

私自身もやはり、日本もこの資源確保、そしてまた食料確保という意味からEPAを活用すべきじゃないかと思うんですけど、その点いかがでございますでしょうか、お願いします。

○政府参考人(北村俊昭君) 先生御指摘のとおり、国、相手の国・地域の状況次第では、例えばFTAだけ、物の関税の撤廃に絞つたFTAだけの交渉も十分あり得るというふうに思っております。



そういった意味では、今回、交渉の開始に合意をいたしましたGCCとの経済連携の交渉の内容は、FTAのみに絞った交渉を早期に妥結をしようということで交渉を立ち上げたところでございまして、そういう意味で、ケース・バイ・ケースで、かつ、この場合は資源確保といった大きな国益を踏まえて対処していこうと思っておりますのでございまして。

○藤末健三君 是非、エネルギー確保、あと食料の方も是非確保するような発想を持っていただけばと思います。

恐らく中国がこのまま成長しますと、エネルギーの圧力どんどん高まってくると思いますし、恐らく次に食料も来ると思うんです、食料の値段高騰という世界が。そのときに我が国のセキユリティー、安全保障、資源とエネルギーの安全保障、そして食料の安全保障をやはりもう今から考えておかなければいけないのではないかと。これはもう経済産業省の仕事じゃないかもしれません、その点もやっぱり含めて設計していただければと思っています。

次にございますのは、私が一番関心高いところでございまして、実は若林理事とか等が中心になって作った我々民主党の経済外交方針におきましては、東アジア構想プラスアメリカを入れております、アメリカを。アジア太平洋構想にしています。それはなぜかと申しますと、やはりアメリカというのは非常に大きな我々の経済のパートナーであるということ。実際、私自身、外務省の方とかとお話をしていますと、アメリカとのFTAの可能性はあるのかという話を前したことあるんですが、いや、アメリカと日本はもういいんですと、十分進んでいますという回答をいただきました。

しかしながら、一方でよく見ますと、韓国がアメリカとFTAの交渉を始めております。非常に我々日本と立地条件似ている韓国がアメリカとのFTA交渉を始めておりまして、韓国とアメリカのFTAの共同研究、交渉がどうなっているかと

いうことを、まず分かっている範囲で教えていただかせんでしょうか。

○政府参考人(北村俊昭君) お答え申し上げます。

韓国と米国のFTAについては、本年の二月に米国は韓国との間でFTAの正式交渉を行うと、そういうことを発表をいたしております。

現在どういう状況にあるかということでございまして。これは新聞報道等でございまして、そういった点を御了解をいただければと思いますけれども、現時点では両国間で事前準備協議を行っている、第一回の、正式な第一回の政府間交渉を本年の六月上旬に行うと、そういった報道がなされております、私ももとしまして、六月に第一回が始まり、かなり速いペースで交渉の合意を目指しているんだらうというふうに理解をいたしております。

○藤末健三君 そうしますと、我が国としてはどういうふうなアメリカとのFTA若しくはEPAを考えるかということについてはいかがですか。私は日米間の共同研究を進めるべきじゃないかと思っております。

米韓のFTAの議論が、なぜそれ急がせるかという、来年初め七月か八月に政府がFTAの交渉権限を先導できますよというアメリカ側の法律が消えるんですよ、もう、専門家に申し訳ないんですけど、そのタイミングをねらってやっぱり議論しているはずなんです。

そう考えると、我々、我が国もある程度の議論を開始しないとまずいんじゃないかと私は思うんですけど、いかがでございましょうか。

○政府参考人(北村俊昭君) まず、日米の現在の経済関係を規律しておるといいますか、経済関係を基本的に枠組みとしてございまして、成長のための日米経済パートナーシップ、これが日米の首脳で合意をされておまして、これが両国経済関係の発展のベース、枠組みとなっているということでございます。そういったものに基づいて今まで経済関係の発展に努めてまいりました

し、これからもそういった方向で考えていきたいということでございます。

日米のFTA、あるいは日米のEPAということにつきましては、実際に交渉という場面を想定いたしますと、大変難しい課題が多いんだらうというふうに思いますが、民間では、例えば日米財界人会合、これは日米両国の財界人、経済人の会合でございまして。あるいは在日の米人商工会議所、そういった民間団体がEPA、日米のEPAを研究すべきではないかと、そういった声を最近になって強く打ち出している、そういう実態もございまして。

先生の御指摘にございましたように、米韓両先進国で既に米韓のFTAの交渉もするのではないかと。日米ではないことはいかなるものかと。あるいは、アメリカのTPA法案、大統領の貿易交渉権限に関する法案の期限が来年の七月には到来する、そういったことも踏まえて真剣に考えるべきではないかと、そういう御指摘だと思っております。

繰り返してございますけれども、民間の様々な声、先ほど御紹介申し上げた声もございまして。そういったことも踏まえ、何が日米の経済関係の強化に実際に役に立つのか、日米がどういった方向を目指して協力の具体策を掘り下げたらよいのかと、そういったことについてきっちり議論をこれからしていきたいというふうに思っております。

○藤末健三君 是非きちんと議論していただきたいと思います。

このお配りした紙をちょっとごらんになっていただければ分かると思うんですけど、韓国は、アメリカ、メキシコ、カナダ、三か国とFTAの議論を始めているんですよ。これは何かという、NAFTAですよ、もう、NAFTAに韓国は入るのかなというように考えているんじゃないかという行動を取っている。

じゃ、一方、我が国は何か。東アジアというのはいずれ正しいと思います、はつきり言って。

じゃ、アメリカはどうするかという議論をやったりきちんと政府、民間がやっても僕は意味がないと思いますよ、正直申し上げて、申し訳ないですけど、政府がやるべきじゃないか。

私が昨年、ワシントンDCに伺ったときに、ある向こうのアメリカの政府の方とお話をしましたら、こういうことをおっしゃっていました。日本とアメリカのFTAの議論は多分動かないでしょう。それはなぜか。農業問題がある限り動かないと明確におっしゃっていたんです。

農水省の方、その点についてどう思われます。高橋審議官、お願いします。

○政府参考人(高橋博君) 今御質問のございましたアメリカとのFTA交渉の関係でございますけれども、御承知のとおり、現在、私も、農林大臣が先頭となりまして、この通商交渉の関係におきましては、WTOそれからEPA、この両極面について積極的貢献を図っているところでございまして。それぞれの場面におきまして、私も、多様な農業の共存ということを基本的理念といたしまして、もちろん攻めるものは攻めます、守るものは守る、そういうような基本的な考え方でやっておりますけれども、例えば農業交渉そのものにおきまして、三つの分野があるというふうな形で、非常に多様な形での利害関係があると思っております。

これについては、特に、日本のみならず、韓国との間ではG10のグループ、そういった意味で非常に多様な、多角的なグループ間の交渉が行われているということでございますので、単純にこの日米間という形で取り上げるという状況には今はないのではないかとこのように思っております。

○藤末健三君 単純に取り上げる云々じゃなくて、議論をして、研究していただきたいと申し上げているんですよ、私は、はつきり言って。勘違いしないでください。

もう一つ、何が大事かという、やはり僕は、農業の競争力がない限り、国際的な競争力がない

限り、農業をどうするかということですとEPAの締結の足引つ張られるんじゃないかと思うんですけど、その点いかがですか、審議官。

○政府参考人(高橋博君) 私どもの農業に関します認識でございますけれども、我が国農業につきましては、国内的には従事者の減少あるいは高齢化の問題、それから今先生御指摘ございましたように、国際的にはEPAあるいはWTO交渉の進展を含みます経済のグローバル化が進む中で、国内の農業構造の改革を推進していく、そしてこれによりまして国際競争力を備えまして農業経営を育成確保するということが急務であるという認識は私どもも当然のことながら持つております。

ただ、しかしながら、御承知のとおり、アメリカあるいはオーストラリアのような新大陸型農業、そして私も日本、東アジア地域、あるいはEUもそうでありまして、絶対的な国土条件の格差ということがあるわけでございます。現時点におきまして、国会におきましてもこの生産条件の格差を埋めるための法律案、私も提出させていただいております。そういった農業構造の改革、それから国際競争力の確保ということは非常に重要でございますけれども、基本的な絶対条件の格差ということについてはやはり非常に隔たりがあるというふうに思っております。

○藤末健三君 そういうことを言ったら全然進まないじゃないですか。聞いてください。韓国がやるうとしていられるんですよ。韓国の農業生産性は日本より低いんですよ、計算上は。じゃ、何なんですか、それは。答えなくていいです。

大臣、お願いします。経済産業省が農業の生産性改革のための政策を考えてくださいよ。実行者は農林省でいいじゃないですか。いや、本当にこの中に書いていただければいい。農業の生産性を高め、データありますよ、いろいろな生産性の比較が。農業のやつもきちんと出してくださいよ。それを解決しなければ進まないんであれば、経済産業省が進めるべきです、これは、間違いない。是非お願いします。

言いつ放して済みません、本当に。大臣、お願いします、お答えください。

○国務大臣(二階俊博君) 大変難しい御質問でございますが、農業一般にかかわらず、我々が経済成長戦略を積極的に展開する上で、やもするとこの所管範囲を乗り越えかねないような問題がたくさん起こってくるわけですが、それはもう私が責任を持つから積極的に、国民の皆さんのためになる政治をや行政をやっておるわけですから、だれの分野だとか、だれの顔を立てるとか、そういう、そんなことを構う必要はないということをお断りして申し上げます。

今御質問の趣旨につきましては、私も農業地域出身の議員であります、やはり今の御質疑を聞いておいて、これなかなか先は遠いという感じは議員と同じくしております。ですから、こうした面について今後どう対応していくかということ、また閣僚間でも話し合ってみたいと思っております。

○藤末健三君 是非進めていただければと思います。経済産業省、もう経済と産業を見えるわけですから、何でもできると思うんですよ、正直申し上げて、本当に。是非やってください。

二十一世紀の日本がどうやって生きていくかという話だと思ふんですよ。FTAはすさまじいやつぱりキープアクターだと思ひます、僕は。あらゆる国がこれだけ慌てて動き出しているという中、我が国ははつきり言って後れていきます、これは間違いなく、どんな言い訳しても後れていきます。それをやつぱり引つ張っていただくというのがこの経済産業省の大きな役割ではないかと思ひますので、農業問題、そしてまたフィリピンなんかの議論でいくと医療、福祉の人材の問題、そういう問題も含めまして、本当に日本のため、そして国民の皆様のために何が必要かということを経済産業省から発信していただき、世論を動かしていただくことを是非とも希望させていただきま

思つて用意してきた話がございまして、中国、最大の貿易相手国となりました中国とのFTA、そして投資協定の交渉を是非進めていただきたいと思ひます。グローバル経済戦略にも投資協定を日中韓で進めるということを書いていただいたんですが、これをもっと具体的に加速させるということをお願いしたいと思ふんですが、どうお考えか、お答えください。

○国務大臣(二階俊博君) 議員も御承知のとおり、今日、日中間の貿易額が千九百億ドル、日本の対中国への直接投資が六十五億ドルと、日中両国は経済的に深く結び付いているわけであり

す。こうした中で、既に中国に進出しております日系企業が最も重視していることは、制度の不透明性という問題について、この点を何とかしてほしいという要望、さらに知的財産権の問題。これらのためには、政府として経済連携を検討する上の前提としてWTOのルールの着実な履行を求めるのと同時に、投資ルールの策定のために日中韓三か国の政府間協議を行っているところであります。近く、前々から当委員会でも申し上げてまいりましたように、薄熙来商工大臣が近々日本において問題点をテーマにいろいろな計画を組んでおりますが、当然バイの会談もありますので、こうした問題について十分話し合つていきたいと思います。

いずれにしても、深く結び付いております。日中の経済関係の上において適切な制度、枠組みを構築していくことは重要な課題であり、このため、日中韓投資協定の正式な交渉入りを目指して今後全力を尽くしてまいりたいと思つております。

またこの問題につきましても、いろいろな御意見が党内外にも存在していることは事実であります。これはいつの時代になつてもそういう意見というのはあるわけでありまして、そのことよりも、何が一番重要なのか、何が国民のために必要なの

か、何が日中間の今後のために重要なのかということをお断りして、我々は考え、行動してまいりたいと思つております。

○藤末健三君 是非、二階大臣中心となつて進めていっていただきたいと思ひます。

最後に、私からEPAの推進体制について話をしたいと思ひます。

私自身、韓国とか中国のFTAを担当されている方々などにお会いしまして一つ感じていますのは、やはり体制をもつと強化すべきではないかというのが私の根底にござい

ます。それぞれの国で何か体制が違つていまして、例えば中国ですと、FTA担当の部隊は数十人しかいない。で、外部のシンクタンクを使つていられるんですよ、社会科学者とか、あと大学なんか。で、その周りが持つてきた分析をベースに政府の人が判断するという体制、アメリカみたいな体制を取つていられる。一方で韓国は、通商外交部に一つの局をつくつていまして、FTA局というのを。と同時に、大学にFTA研究所をつくつて、そこから分析を持つてきて議論をしていられる。実際に韓国のFTAの分析の研究所が出したレポートを見ても、思ったんですが、こんな分厚いんですよ。こんな分厚いレポートを書いている。で、約年間二億円使つていられるんですよ、分析に。

という状況を見ていて思ひますのは、やはり先ほどここに韓国と中国との比較を書きましたけど、体制的なものが不足しているんじゃないかと。一つは政府の体制もござい

ますが、もう一つござい

ますのは、やはり私はきちんとした分析なくして戦略なしだと思つておりますので、分析する体制をもつと強くする必要がありますんじゃないかと思ふんですが。

例えば、経済産業省であります、経済産業研究所という独立行政法人がござい

ます。私が知つて

いる範囲でも、農業政策の権威の方、この経済産業研究所におられるんですよ。ほかに東アジア関係者の方が何人か集まつて

いる。ただ、大事なことは何かと申しますと、組織化されてい



せん。個々の研究者が個別に動いている感じがします。正直申し上げて。

こういう経済産業研究所などをもっと活用すべきではないかと思うんですが、大臣、いかがでございますか、この点につきまして。

○国務大臣(二階俊博君) 経済連携協定の推進が重要であるということは、もう先ほど来、度々御意見をちょうだいしているところでありますが、私は、やはり関係各省が緊密に連絡を取りながら、正にオール日本で対応していくべき問題だと思っております。

そこで、このEPAに取り組みための部署を新設する云々ということ御提言をいただいておりますわけですが、私も調べたところによりまして、韓国でも三十二名ぐらいの人員で対応されておるといわけですが、私は、先般、我が省でこのEPAの関係等に携わる職員は何名おるかといったら、八十名おるわけでございます。それに加えて、ただいま委員御提案のとおり、研究所等を活用するなどして人的な面では私はそう遜色はないと思っております。数だけそろえたいというわけでもありませんから、まあこの程度でやっていけるだろうと。

要は、先般開催しました経済連携促進に関する主要閣僚打合せ会議というのがございました。今後、必要に応じて閣僚レベルの打合せを頻繁に開催するとともに、関係各省の局長級の会合をこれまた積極的に開いていこうということを確認し合ったところであります。

今後、御指摘を踏まえて、関係各省と緊密な連携を取りながら、経済連携の推進につきまして、それぞれ省に閉じこもって物事を考えるのではなくて、広く対アジア、対世界ということを念頭にに入れて、今後しっかりと国民の皆さんの期待にこたえなくてはならないというふうに思っております。第であります。

○藤末健三君 是非、各省の連携を強めていただいて進めていただきたいと思いますし、また一つお願いは、やっぱりきちんと分析された内容で議論していただきたいと思ひます、そこは。

例えば、先ほど農林水産省の方が農業の話を読まれたけど、じゃ、韓国はどうなのか、中国はどうなのかというのややっぱりきちんと分析された上で、余りこういうことを言っちゃ問題あるかもしれないですけど、やはりアジアの近くの国は同胞でもあるし、また同時に競争相手でもあると思うんですよ。彼らが今アメリカと交渉している、どういふ状況にあるかと、我々はどうすべきかということや、やっぱりきちんとした分析が必要だと私は思ひます。

政府の人間はやはり交渉者だと思ひます。それは、交渉のプロがやっぱり交渉すべきだと思います。当然、中国の方と韓国の方とアメリカの方は違います。政府は、対応が、やっぱりやんなきゃいけない。しかし、根底にあるこのFTA、EPAがどれだけ我が国に対して貢献するかという問題、あと他国との競争をどうするかという問題、やはりこの点につきましては専門家の分析を深めていく必要があると私は思ひます。是非ともその研究所などの活用、そしてまたジェトロ、外部機関のジェトロなどの活用を進めていただければと思ひます。

あと、外務省の木寺審議官にお越しいただいていますんでちょっとお話をしたいんですけど、外務省からこのグローバル経済戦略などをどういふふう評価しているかというのをちょっと教えてください。ただでせんでしょうか。お願いします。

○政府参考人(木寺昌人君) お答え申し上げます。先生ただいまお尋ねの点につきましては、外務省といたしまして、日本を取り巻く経済環境、経済体制その他いろいろ考慮してそういったものをこれから考えていかなければいけないと、長期的な課題として考えております。

○藤末健三君 是非、外務省、連携していただいて進めていただければと思ひます。あと、私自身が日ごろ思ひますのは、やはり我々国会議員も外交の場に活躍しなきゃいけない、関与しなきゃいけないんじゃないかというところでございます。本日に皆様、海外にいろいろ展開されていると思うんですけど、このFTAなんかの議論もやはり我々国会議員が議員外交する中において一つの位置付けとして僕は使っているんじゃないかと思ひます。少なくともこれだけ、私は後れていると思ひますんで、これを取り戻すためにはやはり議員が、特に参議院議員、安定している参議院議員がきちんと日本の国のために、ほかの国に行つたときに、諸外国に行つたときにちゃんと伝えるようにやっぱりしていくことが国家的な利益につながるんじゃないかと思ひますので、是非とも、先ほど大臣からも決議をしろとかいろいろ励まし言葉をいただきましたんで、我々も頑張っていければと思ひます。以上でございます。

ありがとうございます。藤末健三君の質問は終わりました。

○委員長(加納時男君) 藤末健三君の質問は終わりました。

○浜田昌良君 公明党の浜田昌良でございます。原産地証明法の法案の内容に入ります前に、まずこの法律の原型となりました日・メキシコ連携協定、先ほど松村議員からの詳細な質問ございましたが、その進捗状況についてまず確認したいと思います。

先ほどの御答弁では、輸出が四五％増えた、輸入が二二％増えて、投資も、新規投資、追加投資もあつたという話でございますが、当初言つていた輸出可能性四千億円、雇用効果三万二千人といったことについてはいかがでしょうか。もし分かりましたら、松副大臣にお願いしたいと思ひます。

○副大臣(松あきら君) お答え申し上げます。

先ほど来、EPA、FTAの重要性という質疑が続いておりますけれども、私自身も、この経済産業省の前身は通商産業省でございます。通産省というのは昭和二十四年五月の二十五日にできました。正に敗戦した日本、この復興を助けるためにつくられた通産省でございます。当時のGHQ

は日本に貿易をさせてはならない、独自に、抑えたいという反対を押し切つて日本の敗戦から復興させるためにできたのが通産省でございます。ですから、正に二階大臣は、今その通産省の当時の生きがいを持って闘つておられるわけで、ですから決議をしていただきたい等々の御発言がなつたわけでございます。

その一番初めのメキシコと日本のEPAの成果の状況はどうかと、当時の試算と少し違うのではないかと御質問であると思ひますけれども、確かに初めてのEPAでございました。これは農業面も含まれているということで、ですから、少し試算が現在の数字と違っている面もございますけれども、しかし、御存じのように輸出額は前年度と比べて二千七百億円増加している、四五％でございます。メキシコから日本への輸入額も二二％、五百三十三億円増えているということでございます。

まだ発効後一年ということでありまして、まだまだ今後両国間の貿易・投資の動向を注視していく必要はございますけれども、絶対に私は、まず、日本とメキシコの経済連携協定を通じて、二国間の経済関係が一層強化され発展していくものと信じている次第でございます。

○浜田昌良君 ありがとうございます。是非まずまず拡大していただきますようお願いしたいと思います。

次に、このメキシコEPAに関する原産地証明書の発給の程度でございますが、これにつきまして先ほど御答弁で年間約五千件という答弁ございました。これについてでございますが、原産地証明があるがゆえに関税を安くするわけです。ですから、偽りの、うその原産地証明があつては困るわけでございますので、そういう意味でメキシコから疑わしいものとして問い合わせがあつた件数、また日本からメキシコに対してこれはおかしいんじゃないかと問い合わせした件数はいかがでしょうか。

○政府参考人(石田徹君) お答え申し上げます。

この一年間で四千八百七十四件の原産地証明書が発給しておりますが、先生御案内のように、協定上、輸出国が発給する原産地証明書に疑義がある場合に、輸入国政府は協定に基づきまして、原産品であるか否かを確認するための情報提供要請やその確認のための訪問を行うことができるというふうになっております。

現在までのところ、我が国が発給した原産地証明書の内容につきまして、メキシコ政府から問い合わせは来ておりません。また、財務省関税局によれば、メキシコが発給いたしました原産地証明書の内容につきまして、我が国からメキシコ政府に問い合わせをしたことも今までのところはまだないという状況でございます。

○浜田昌良君 まだ問い合わせの実態がないということでございますが、それが問題がないということであればいいんですが、見過ごしているということではないように、是非、関係当局と連携をして目を光らせていただきたいと思います。

次に、今般署名されました日・マレーシアFTAは、二〇〇六年秋までに発効いたしました。対象品目が九千三百品目、自動車、鉄鋼製品など十年以内に両国間で輸出入される商品の関税の九七％が撤廃されるということでもあります。

そこで、松副大臣に再度御質問したいと思います。まず、この日・マレーシアEPAが与える影響、先ほどGDPで四千億ドルという話もございましたが、もし数字がございましたら、輸出入、雇用に対する影響がどういう程度であるか、お答えいただけますか。

○副大臣 松あきら君 日本とマレーシアEPAの下で両国が取り組む包括的な関税撤廃、これは貿易額で約九七％であります。物品の輸出入に係る関税コストが削減されることになりまして、この結果、我が国の対マレーシア輸出入双方の増加、それに伴う雇用の増加が期待をされていくところでございます。また、日本・マレーシアEPAでは、関税撤廃に加えて行います投資環境の改善ですね、これに向けて様々な取組を通じま

して日本からマレーシアへの直接投資の増加も期待をされております。

こうした投資増によりまして我が国からの部品供給への需要増が生じて、対マレーシアの更なる輸出増及びそれに伴う雇用増、これももたらされる見込みであります。現地で苦情処理窓口などをつくっております、これが非常に好評であります。そしてまた、その窓口を通じていろいろな御意見も賜っております、こうしたビジネス環境の整備が大事であるということではあります。

また、交渉に先立って行われました共同研究会では、こうしたお互いのEPAの下では我が国GDPが約四千億円、〇・〇八％ですね、増加するものと報告をされているところでございます。

○浜田昌良君 ありがとうございます。そういう規模の効果があるEPAでありますので、是非今後もその円滑な運用についてお願いしたいと思います。

次に、この法案の内容についてでございますが、今回は、前回作ったメキシコとの二国間の限定された法律を一般化するということでございますが、中でも幾つか、少し手続を変えているところがございます。そこについて聞きたいと思いますが、まずこの発給手続でございますけれども、法案三条三項で発給申請者から依頼を受けた生産者が直接証明書を発行できるようにした。従来はいわゆる発給申請者だけだったんですが、それをこの生産者まで広げた理由はどういう理由でしょうか。

○政府参考人(石田徹君) お答え申し上げます。

特定原産地証明書の発給申請は、基本的には輸出者が発給機関に特定原産品であることを明らかにする資料を添えて行うということにされているわけでございます。しかしながら、輸出者と生産者が異なる場合というのは当然あるわけでございまして、生産者はその産品が特定原産品であることを明らかにするために不可欠な資料を持っていると、ただ、それがコスト情報等生産者の営業秘密に属する情報であるような場合には、輸出者に

こういったものを提供することはしたくないというケースが当然想定されるわけであります。したがって、今回輸出者である発給申請者からの求めに応じて生産者から原産品であることを明らかにする資料を直接発給機関に対して提供できる、提出できる規定を法律上明記することとしたものでございます。

これまでも必要に応じて生産者からのそういった資料提供を受けて審査をしていたわけでございまして、今回この手続を法律にはつきりと規定することによりまして、資料を提供した生産者にも逆に、その虚偽の資料を提出したような場合には罰則が適用されるということになります。資料の真正性を担保できるものと考えております。

○浜田昌良君 日・メキシコの連携協定を運営していく段階で、こういう生産者からの直接証明があった方がいだろうということでこの手続の変更があったんだと思いますが、そうしますと、今回この法律をこれ、この項目を入れますと、日・メキシコについても同様に、生産者から直接証明書を出せるという効力が発揮するんじゃないでしょうか。つまり、日・メキシコの連携協定自体は触っていないわけですが、それはいかがでしょうか。

○政府参考人(石田徹君) 御指摘のとおりでございます。メキシコとの関係においてもこの手続規定が生ずることになります。

○浜田昌良君 是非この項目を、条項をうまく活用していただきたいと思います。

次に、原産地証明書の発給にしまして、法案の三十三条で、経済産業大臣は農林水産大臣の協力、つまり資料提供とか意見陳述を求めることができることをわざわざ規定をしたわけですが、これはどのような背景なんですか。

○政府参考人(石田徹君) 日・メキシコ協定に基づきます現行法におきましては、我が国からメキシコに対する輸出品というのはほとんどが鉱工業品であったということでございまして、この場合にはあえてその農林水産大臣との協力規定を設け

なかったというところでございます。

しかし、マレーシアあるいは今後協定締結が想定されております経済連携協定考えますと、タイ、フィリピン等、ASEAN諸国との関係では、我が国からの農林水産品の輸出が金額、数量、品種等、メキシコに比し圧倒的に多いものが想定されますし、かつ、その協定の締結に伴って更にこれが増加するということも予想されるわけでございます。

加えて、農林水産品の原産地規則の多くは、これ域内で完全に生産されるという基準を採用しております。その場合の原産性の判定でありますとか、検認でありますとかといったその対応につきましては、農林水産品に係るやはり豊富な知見を要するものと考えられます。したがって、今回この法案を改正するに当たりまして、証明書の発給審査や発給機関の指定等に際して、必要に応じて特定原産地証明書の発給等について責任を負う経済産業大臣から農林水産大臣に対して協力を求める機会等を確保するために本法案にこの規定を設けることとした次第でございます。

○浜田昌良君 ありがとうございます。今後、農林水産品が含まれる国とのFTA、EPAが多くなつてきますので、是非この条項を活用していただいて連携をお願いしたいと思います。

次に、同僚議員からも質問がございました。日本と東アジア全体との経済戦略、連携協定について質問を移りたいと思います。

昨年末のASEANプラス3会合、また東アジア・サミットにおいて、東アジア共同体構想の提案があったわけでございますが、この共同体構想は、人口三十億人、欧州連合や北米自由貿易協定、NAFTAの十倍近い規模を持つ新たな経済共同体の創設でありまして、今後どういうステップを進めていくのかが問われていると思います。共同宣言によりますと、二〇〇七年には共同体形成の将来の方向性を作成するとなつていっているわけがあります。

一方、我が国は、シンガポール、マレーシア、

タイ、フィリピンとの個別FTAを進めつつ、かつASEAN全体とのFTA交渉を進めているところでございます。また、先ほどの答弁でございましたけれども、二階大臣は東アジア共同体ベールスのFTAも提案されており、その意欲は高く評価したいと思っております。

そこで、この点から二階大臣の御見解をお聞きしたいと思いますが、東アジア共同体構想の実現のステップとして、現在各国を進めているFTA、またASEAN全体とのFTAはどのような関係で進めていくべきとお考えでしょうか、お答え願います。

○国務大臣(二階俊博君) 我が国は、ASEAN全体とのEPAに先行して、ただいまお尋ねありましたように、シンガポールやマレーシア、タイなどとの二国間のEPAを進めております。こうした二国間のEPAは、二国間の貿易実態を踏まえて高いレベルの貿易自由化や投資ルールの整備、更に知的財産の保護、そうしたお互いの産業を発展させるために経済協力等の幅広い分野を盛り込んだ質の高いものであります。

こうした二国間のEPAと併せて、ASEAN全体、ASEAN諸国の皆さんが希望する日本との関係においての連携を推進していく、そういう意味で、東アジア経済圏の共通制度基盤の構築に向けた第一歩として重要なことであろうというふうに考えております。日本のほか、中国、インド、韓国、豪州、ニュージーランドがASEANとのFTA、EPAを推進しており、日本もこうした動きに後れることのないように交渉を進める必要があるということを痛感しております。

また、個別の具体的な国の名前を挙げることは差し控えていただきますが、幾つかの国の閣僚から、日本にリーダシップを取ってもらいたいんだと、日本に前に出てきてもらいたいんだと、それを、どこの国とは申しませんが、他の、自分たちの期待している以外の国がどんどん積極的に前に出てくる、この実態に対して日本はしっかりこたえてもらいたい、こういう、まあ

切々と、半分は期待、そして是非頑張ってもらいたいという激励、一つは、もう一方は、やっぱりなるといいますか、日本よもっとしつかり頑張ってもらいたい、こういう声を聞いております。私は、これらに対して、やはり日本としてその期待にこたえるべきではないかというふうに思っております。

また、昨年十二月の日・ASEAN首脳会議で合意されております来年春の合意目標、これは大変重要でありますから、日・ASEANのEPA交渉を加速してまいりたいと考えておるものであります。

○浜田昌良君 ありがとうございます。大臣の並々ならぬ決意をお聞きしまして、本当に、日本よ前に出てくれという話でございましたが、我々からいうと、経済産業省よ前に出てくれと思っておりますので、是非お願いしたいと思っております。

次に、松副大臣に質問させていただきます。今までも関連質問がございましたが、FTA基本合意をしているフィリピン又はタイとの関係でございいます。

フィリピンとは二〇〇四年十一月に、タイとは二〇〇五年九月に合意をしておりますが、その後、署名、発効までの手続が滞っていると聞いておりますが、ここは政治のインシアチブとして是非署名、発効できるようにしたいと思っておりますが、その御見解はいかがででしょうか。

○副大臣(松あきら君) 正に大臣から先ほどお話がございましたように、日本がリーダシップを取ってこの東アジア共同体構想を進めていくと。また、その中で我が省がリーダシップを取ってきた由來からも私は当然であると、自信を持って進めていくべきであるというふうに、浜田先生と同じ私も意見であります。

実は、フィリピンにつきましては、二月に、これ、何がという物は言えないんです、実は、ちよっと申し上げられないんですけども、ある

懸案が、大臣がきちんと話を付けて片が付いた問題がありまして、もうこれはほとんどできていますので、手間取っているという意味で少し遅れております。ですから、これも引き続き最善の努力をして、早くもう締結に向けて進めたいというふうに思っております。もうこれは内容がほとんど固まっております。

それから、タイも、先ほど局長から、北村局長からお話があったと思いますが、四月の初めに実は署名というところまで行きました。しかし、御存じのように、タイの総選挙がありました。そしてまた、七月以降にまた再選挙ですが、ということがあるという正にタイの国内事情でサインができな、締結ができなという事情がありまして、これは、もう内容がこれも詰められておりますので、早くきちんとタイの正に政治経済が早期に安定をしてこの署名及び発効できますように私ども最善の努力を払う所存でございます。

○浜田昌良君 ありがとうございます。正に日本のインシアチブで、また経済産業省のインシアチブでこのEPA構想を進めていただきたいことをお願いしまして、私の質問を終えたいと思っております。

○委員長(加納時男君) 浜田昌良君の質問が終わりました。

○鈴木陽悦君 無所属の鈴木陽悦でございます。各委員から、メキシコと日本のFTAの実績につきましてはいろいろお話をしました。昨年度一年間で四千八百七十四件の実績というところでございまして、また特に問題は起きていないということですので、今後も引き続きその問題のないということで進めていっていただきたいと思っております。

そこで初めに、全国二十か所の商工会議所に最低でも三人の担当者の方がいるというふうに伺っておりますが、その商工会議所の担当者の皆さんへの研修、セミナー、レクチャー、国と商工会議所との連携について具体的にはどんな方策を取っているのか、その辺から伺いたいんですが。

○政府参考人(石田徹君) お答え申し上げます。まず、原産地証明法の、法律の下におきましては、指定発給機関に対して経済産業省は必要に応じて改善命令あるいは立入検査を実施するなどの指導監督を行う立場にあるということで、こうしたことを通じて適正な発給事務の実施を確保していくこととしていくわけでございます。

ただ、こうした法律に基づく権限の直接の行使というようなことを離れて、今、正に先生言及されましたような研修等をいろいろやってございます。具体的には、商工会議所が原産地証明書の発給事務を円滑に行えるように、この関係の職員に對しましてEPAに基づく原産地証明制度に係る研修を累次実施をしてきておりますし、この制度の発効後におきましても、経済産業省と商工会議所の関係者による連絡会議というものを定期的に開催をして、この発給業務に関する意見交換あるいは情報の共有といったようなことを行いまして、綿密な連携を取ってきているということでございます。

今後とも、このEPAの締結が増えていく中で、ますます連携を強化して円滑にこの発給事務が行われるようにしてまいりたいと考えております。

○鈴木陽悦君 円滑に是非進めていただきたいと思います。

現在よりFTA協定締結国が拡大するとその事務手続が大変膨らんでまいりますし、煩雑になってくるというのか、混乱する部分も多いと思っております。関税ごとの項目でありますとか、連携国別に関税率と原産地証明発給申請のルールが異なっていて、いろいろと見ましたけれども、かなり複雑怪奇でございます。怪奇と言うと変ですが、複雑で多岐にわたっております。これを何かスパゲッティボール現象と呼ぶんだそうなんですけれども、将来数十か国との連携締結が予想される中で、中小企業にとっても大変大きな負担になると思っておりますので、この混乱といいますが、混雑解消のための対応というのはどのようなものか、その辺

をちょっと伺いたいです。  
○政府参考人(北村俊昭君) お答え申し上げます。

ただいまの御質問の原産地規則のスパゲッティ  
ボール化という御指摘でございます。

これは大変重要な問題でございます。特に、  
先生御指摘のように、FTAあるいはEPAの本  
数が増えるたびにそれに固有の原産地規則がで  
てきますと、企業の立場からいいますと、特に  
日本の企業はアジアの各地に進出をして、現地  
で投資をし生産をしているということでござい  
ます。同じ工場のラインで作っているものが場  
合によれば仕向地ごとにすべて違う原産地規則に  
合わせていかなきゃいけないと、書類の様式も違  
うし、場合によっては先ほどちょっとお触れにな  
りました付加価値の基準の数字までが違ふと、あ  
るいは物によっては適切な原産地として認められ  
ないケースが出てくると。そういったことで、FTA  
、EPAの実効をあらしめる、あるいは日本の  
企業にとってFTA、EPAがコストが掛からな  
い使いやすいものになるという上では、原産地規  
則のばらばらな点なるべく共通化していくと  
いったことは大変重要な課題だと思っております。

そういう意味では、例えば一例を申し上げます  
と、先ほど来大臣が御答弁申し上げている、例え  
ばASEANと中国、韓国、日本、豪州、インド  
と、それぞれ、順調にいけば来年には五本のFTA  
、EPAができるわけですが、この中で  
の原産地規則については、大きな流れは実は同じ  
なんです。ございますけれども、個別の品目ごとに見  
るとやはり微妙に異なっていると。そういう意味  
で、こういったものをなるべく共通の原産地規則  
にしていくといったことが、将来課題であります  
けれども、しかし、現実の企業のコストというこ  
とを考えると、それから、日本は非常に東アジ  
ア全域に投資をしているという企業実態、産業実  
態を考えると、大変重要な課題であると思つて  
おります。

そういう意味で、今の先生の御指摘を踏まえて  
よく研究をしていきたいと思っております。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。済みま  
せん、私、持ち時間があままりないんで、是非短  
めにお話しただければと思います。

政府は原産地証明手続に関する予算措置という  
のは行っていないんですが、本年度から、中小企  
業経済連携活用促進事業、いわゆる中小企業EPA  
促進事業としてジェトロへの補助金を予算化し  
ております。企業とか事業者がFTA制度を利用  
を助けるであろうアドバイザーの配置とかセミ  
ナーなどの予算ということで補助金が新規に配置  
されたことは大変喜ばしいことだと思つてござ  
います。今後言わば商工会議所の、またもつと広める  
といふんです。そのアドバイザーは、もつともつ  
といふんな形でFTAをどんな企業の皆さんと  
か、もつと末端にまで広げようという意図だと思  
うんですが、今後、その原産地証明制度の利活用  
促進のための予算措置、これはいろんな意味で厚  
くする必要があるのでないかと思つてござい  
ます。その辺の考えを簡単に聞かせてください。

○政府参考人(石田徹君) 正に先生御指摘のよう  
に、このEPAの活用が我が国の国際競争力の強  
化につながるということで、この活用を促進する  
というのは非常に重要なことだと考えてござい  
ます。

今、正に先生言われたように、平成十八年度か  
ら新たに予算措置を、これ二億三千万でございま  
すが、講じて、特に中小企業者に重点を置いたセ  
ミナーの開催、あるいは正に先生がおっしゃられ  
たEPA専門のアドバイザーの配置というよう  
なことをやってきております。必要に応じて更にこ  
れを拡充してまいりたいというふうに考えてござ  
いますし、それから、予算措置ということではあり  
ませんけれども、商工会議所に対しましても当  
然、きめ細かな中小企業の相談に応じるといった  
ようなことについても指導をしてまいりたいと思  
えております。

○鈴木陽悦君 是非、広く知らしめるということ

で、この委員会でも何回も言いますが、その広報  
体制というのがいろんな意味で生きてくると思  
いますので、よろしくお願いいたします。

さて、FTAが進む中で、国内の農業、企業が  
生き残りを懸けていろいろな戦略を行つてお  
ります。

秋田県の、私の出身地ですが、横手市の増田  
町、古くからリンゴの特産地として知られてお  
りますけれども、十四戸のリンゴ農家、三年前に出  
荷会をつくりまして、タイの首都バンコクに去年  
から本格的にリンゴのふじを出荷して、好調な売  
上げをしております。一個六百円でも大変好調だ  
ということで、農家もやればできるという気持ち  
を強く持つて頑張っているということなんです。

リンゴの輸出というところ森県が先進県でござ  
います。こちらとも情報交換をしながら、外交農  
業をいろんな形で実践しております。正に守りか  
ら攻めの農業を展開していると。FTAでは農業  
問題も大きな課題、検討課題の一つでございま  
す。

そこで、二階大臣に伺いたいんですが、この農  
業問題を含めた質問をさせていただきます。

先月の経済財政諮問会議で二階大臣が、東アジ  
アFTA日本主導戦略、これを提言したことを受  
けてまして中川農水大臣が、唐突であるとして異議  
を唱えました。法制度に信頼が置けない、日本人  
の企業、民間人の安全、安心が担保できないとい  
うのはFTAの対象にはならないとコメントしてお  
りまして、言わばそのFTA、EPAの進め方に  
ついて小泉内閣の閣内でもちょっと温度差があるの  
かなという感じがいたしました。

今回の法改正の規定整備では、先ほど浜田委員  
からも出ましたが、経済産業大臣は農水大臣から  
の協力を求めることができることなど所要の規定  
を整備するとして、経済産業大臣、農林水産大  
臣、言わば車の両輪としてともに進むべきことを  
本改正案も位置付けております。

そこで、今回の不協和音につきましてどのよう  
に対処されていくのか、このままで両省の協力、

ちよつと心配だなという部分もありますので、二  
階大臣の御所見を伺えればと思います。

○国務大臣(二階俊博君) 大変御親切に御心配を  
いただき、ありがとうございます。

東アジアを中心としたこの経済連携協定を進め  
るということは政府の基本方針であります。東ア  
ジア諸国と経済連携協定、ASEAN全体とのE  
PAの取組等につきまして、今朝ほど来、各委員  
の皆様から御質問がありました。その御意見の中  
でもしつかり推進するようにという意見が大宗  
を占めておったわけであります。私は、この議會  
の皆さんのそうした声というものの、国民の皆さ  
んの声を尊重しながら、小泉内閣としては懸命に前  
進させることが大事だと思っております。

したがって、我々はこの構想を推進していくた  
めには、小泉内閣の方針として、関係諸国と既に  
議論を開始をいたしております。また、経済連携  
促進に関する主要閣僚打合せの場所などもありま  
すから、これらを活用し、しかし、東アジアの連  
携協定をあくまでも前に向かって進めていくと、  
この基本的な方針に基づいて、関係する各閣僚及  
び各省庁とも十分連絡を取り、調整をしながら協  
力し合っていくことが大事だと思っております。

が、前に進めることが大事だということだけはこ  
の場で改めて確認をしておく必要があると思いま  
す。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。力強い  
大臣の御決意を伺いました。

これで質問を終わらせていただきます。ありが  
とうございます。

○委員長(加納時男君) 他に御発言もないよう  
ですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もな  
いようですから、これより直ちに採決に入ります。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ  
合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の  
発給等に関する法律の一部を改正する法律案に賛  
成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(加納時男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加納時男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十九分散会

五月十日本委員会に左の案件が付託された。

一、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)

第一条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中心市街地の活性化に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 基本方針(第八条)

第三章 基本計画の認定等(第九条―第十五条)

第四章 中心市街地の活性化のための特別の措置

第一節 認定中心市街地における特別の措置(第十六条―第三十九条)

第二節 認定特定民間中心市街地活性化事業に対する特別の措置(第四十条―第五十条)

第三節 中心市街地の活性化のためのその他の特別の措置(第五十一条―第五十五条)

第五章 中心市街地活性化本部(第五十六条―第六十五条)

第六章 雑則(第六十六条―第七十三条)

附則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上(以下「中心市街地の活性化」という。)を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条第三号中「において市街地の整備改善及び商業等の活性化を」を「における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ」に改める。

第三条を次のように改める。

(基本理念)

第三条 中心市街地の活性化は、中心市街地が

地域住民等の生活と交流の場であることを踏まえつつ、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図ることを基本とし、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、行われなければならない。

第四十一条の見出しを削り、同条第一項中「第三十六条」を「第二十六条又は第五十条」に改め、同条第二項を削り、同条を第七十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第四十条を第六十九条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(罰則)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者

二 第五十五条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条第一項の規定による補助を受けた認定事業者で、当該補助に係る中心市街地共同住宅供給事業により建設される住宅についての第二十八条の規定による市町村長の命令に違反したもの

二 第三十一条第一項又は第三項の規定に違反した者

第三十九条を削る。

第三十八条中「基本計画」を「認定基本計画」に改め、同条を第六十七条とし、同条の次に次の

一条を加える。

(主務大臣)

第六十八条 第四十条第一項、第二項、第四項及び第五項、第四十一条第一項及び第二項並びに第五十条における主務大臣は、特定民間中心市街地活性化事業を所管する大臣とする。

第三十七条中「基本計画」を「認定基本計画」に改め、同条を第六十六条とする。

第四章を第六章とし、同章の前に次の一章を加える。

第五章 中心市街地活性化本部

(設置)

第五十六条 中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、中心市街地活性化本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第五十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の案の作成に関すること。

二 認定の申請がされた基本計画についての意見(第九条第七項の規定により内閣総理大臣に対し述べる意見をいう。)に関すること。

三 前号に掲げるもののほか、基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第五十八 本部は、中心市街地活性化本部長、中心市街地活性化副本部長及び中心市街地活性化本部員をもって組織する。

(中心市街地活性化本部長)

第五十九条 本部の長は、中心市街地活性化本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職

員を指揮監督する。

(中心市街地活性化副本部長)

第六十条 本部に、中心市街地活性化副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、副本部長の職務を助ける。

(中心市街地活性化本部員)

第六十一条 本部に、中心市街地活性化本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第六十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第六十三条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第六十四条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第六十五条 この法律に定めるもののほか、本部に必要事項は、政令で定める。

第三十六条中「認定特定事業者又は認定中小小売商業高度化事業者に対し、特定事業及び中小小売商業高度化事業」を「認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し、特定民間中心市街地活性化事業」に改め、第三章中同条を第五十条とし、同条の次に次の一節を加える。

第三節 中心市街地の活性化のためのその他特別の措置

(中心市街地整備推進機構の指定)

第五十一条 市町村長は、公益法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構(以下「推進機構」という。)として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(推進機構の業務)

第五十二条 推進機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 中心市街地の整備改善に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二 中心市街地の整備改善に資する建築物その他の施設であつて国土交通省令で定めるものを認定基本計画の内容に即して整備する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。

三 中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

四 中心市街地公共空地等の設置及び管理を行うこと。

五 中心市街地の整備改善に関する調査研究を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の整備改善を推進するために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第五十三条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進機構に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、推進機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、推進機構が前項の規定による命令に違反したときは、第五十一条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

5 第三項の規定により第五十一条第一項の指定を取り消した場合における前条第三号に規定する土地の取得に係る業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(情報の提供等)

第五十四条 国及び関係地方公共団体は、推進機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(大規模小売店舗立地法の特例)

第五十五条 都道府県等は、中心市街地の区域(当該区域内に第三十六条第一項の規定によ

り第一種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。)において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが必要な区域(以下「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」という。)を定めることができる。

2 第四項において準用する第三十六条第二項の公告の日(第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があつたときは、第四項において準用する第三十七条第一項において準用する第三十六条第二項の公告の日)以後は、第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があつたときは、その変更後のもの)における大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出(第三十七条第三項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる第三十七条第二項の規定による変更に係る事項の届出及び同法附則第五条第四項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる同法附則第五条第一項(同法第三項において準用する場合を含む。))の規定による届出を含む。第五項において同じ。)に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更については、同法第五条第四項、第六条第四項、第八条及び第九条の規定は、適用しない。

3 第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係る大規模小売店舗立地法第五条第一項及び第六条第二項の規定による届出には、同法第五条第二項(同法第六条第三項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、経済産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

4 第三十六条第二項、第四項から第九項まで及び第三十七条第一項の規定は、第二種大規模小売店舗立地法特例区域について準用す



る。この場合において、第三十六条第四項中「認定市町村」とあるのは「市町村」と、同条第五項中「認定市町村」は、認定基本計画を実施するため」とあるのは「市町村は、中心市街地において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図るため」と読み替えるものとする。

5 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止があった場合においては、当該変更又は廃止により第二種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域に係る当該変更又は廃止前の大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更については、当該変更又は廃止後においても、同法第五条第四項、第六条第四項、第八条及び第九条の規定は、適用しない。

第三十五条中「認定特定事業者又は認定中小小売商業高度化事業者に対し、認定特定事業計画又は認定中小小売商業高度化事業計画を認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し、認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同条を第四十九条とする。

第三十四条中「認定特定事業計画又は認定中小小売商業高度化事業計画を認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同条を第四十八条とする。

第三十一条から第三十三条までを削る。

第三十条第一項中「特定事業者」を「特定民間中心市街地活性化事業者」に、「特定事業計画」を「特定民間中心市街地活性化事業計画」に、「第十六条第四項」を「第四十条第四項」に改め、同条第二項中「認定特定事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同条第三項中「特定事業者」を「特定民間中心市街地活性化事業者」に、「特定事業計画」を「特定民間中心市街地活性化事業計画」に、「第十六条第四

項」を「第四十条第四項」に改め、同条第四項中「認定特定事業者」を「認定特定民間中心市街地活性化事業者」に、「認定特定事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に、「第十七条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第五項中「認定特定事業者」を「認定特定民間中心市街地活性化事業者」に、「第四条第四項第五号」を「第七号第九項第四号」に、「組合又は」を「組合若しくは」に、「認定特定事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同条第六項中「認定特定事業者」を「認定特定民間中心市街地活性化事業者」に、「認定特定事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に、「同法」を「貨物利用運送事業法」に改め、同条を第四十七条とする。

第二十九条中「第四条第四項第四号」を「第七号第九項第三号」に、「認定特定事業者が認定特定事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同条を第四十六条とする。

第二十八条中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第二十七条第一号を「中心市街地の活性化に関する法律（以下「中心市街地活性化法」という。）第四十四条第一号に、「中心市街地整備改善活性化法第二十七条第一号を「中心市街地活性化法第四十四条第一号」に、「中心市街地整備改善活性化法第二十七条各号」を「中心市街地活性化法第四十四条各号」に、「若しくは中心市街地活性化法」に改め、同条を第四十五条とする。

第二十七条中「特定中心市街地」を「認定中心市街地」に改め、同条第一号及び第三号中「認定特定事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同条を第四十四条とする。

第二十六条第一項中「認定特定事業計画」に基

づく第四条第四項第二号」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく第七号第七項第一号から第六号までに定める中小小売商業高度化事業又は同条第九項第一号」に改め、「又は認定中小小売商業高度化事業計画に基づく同条第五項第一号から第六号までに掲げる中小小売商業高度化事業の実施に必要な資金に係るもの」を削り、同項の表第三号第一項の項中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十六条第一項」を「中心市街地の活性化に関する法律第四十三条第一項」に改め、同条第二項中「認定特定事業計画に基づく第四条第四項第二号に掲げる特定事業又は認定中小小売商業高度化事業計画に基づく同条第五項第七号の中小小売商業高度化事業」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく第七号第七項第七号に定める中小小売商業高度化事業又は同条第九項第一号に掲げる特定事業」に、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十六条第二項」を「中心市街地の活性化に関する法律第四十三条第二項」に改め、同条第三項中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十六条第二項」を「中心市街地の活性化に関する法律第四十三条第二項」に改め、同条を第四十三条とする。

第二十一条の見出しを「認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等」に改め、同条第一項中「認定中小小売商業高度化事業者」を「認定特定民間中心市街地活性化事業者」に、「中小小売商業高度化事業計画」を「特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」という。）に、「経済産業大臣を「主務大臣」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に、「認定中小小売商業高度化事業者」を「認定特定民間中心市街地活性化事業者」に、「当該認定に係る中小小売商業高度

化事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定中小小売商業高度化事業計画」という。）を認定特定民間中心市街地活性化事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に、「中小小売商業高度化事業計画」を「認定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同条を第四十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化業務）

第四十二条 機構は、認定中心市街地における商業の活性化を促進するため、認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って行う特定商業施設等整備事業に必要な資金を調達するため発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行う。

第二十条の見出しを「特定民間中心市街地活性化事業計画の認定」に改め、同条第一項を次のように改める。

特定民間中心市街地活性化事業（認定基本計画に記載されたものに限り）を実施しようとする者（第七号第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業業者とし、同項第六号に掲げる者にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業業者を、同項第七号に掲げる者にあつては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項及び第九項各号に規定する事業を実施しようとする場合にあつては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「特定民間中心市街地活性化事業者」という。）は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地活性化事業に関する計画（以下「特定民間中心市街地活性化事業

計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

第二十條第二項中「中小小売商業高度化事業計画」を「特定民間中心市街地活性化事業計画」に、「経済産業大臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「中小小売商業高度化事業計画」を「特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同項各号中「中小小売商業高度化事業」を「特定民間中心市街地活性化事業」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定民間中心市街地活性化事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針のうち第八條第二項第七号及び第八号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。

二 当該特定民間中心市街地活性化事業が確実に実施される見込みがあること。

三 特定民間中心市街地活性化事業者が貨物運送効率化事業を実施する場合であつて当該貨物運送効率化事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送(貨物自動車運送事業法第二條第七項の貨物自動車利用運送をいう。以下同じ。)に該当するときは、当該特定民間中心市街地活性化事業者が貨物利用運送事業法第六條第一項第一号から第四号まで又は貨物自動車運送事業法第五條各号のいずれにも該当しないこと。

四 特定民間中心市街地活性化事業者が中小小売商業高度化事業を実施する場合にあつては、当該中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件として政令で定めるものに該当すること及び当該特定民間中心市街地活性化事業者が、経済産業省令で定めるところにより、現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の

相当数の所有者等の協力を得て行う取組であつて、当該中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資するものを行うと見込まれること。

第二十條第五項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に改め、同条を第四十條とし、同条の前の節名を付する。

第二節 認定特定民間中心市街地活性化事業に対する特別の措置  
第三章の章名及び第十六條から第十九條までを削る。

第十五條中「基本計画」を「認定基本計画」に改め、同条を第二十一條とし、同条の次に次の十八條を加える。

(中心市街地共同住宅供給事業の計画の認定)  
第二十二條 中心市街地共同住宅供給事業を実施しようとする者(地方公共団体を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、中心市街地共同住宅供給事業の実施に関する計画を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域

二 共同住宅の規模及び配置

三 住宅の戸数並びに規模、構造及び設備

四 共同住宅の建設の事業に関する資金計画

五 住宅が賃貸住宅である場合にあつては、次に掲げる事項

イ 賃貸住宅の賃借人の資格並びに賃借人の募集及び選定の方法に関する事項

ロ 賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

ハ 賃貸住宅の管理の方法及び期間

六 住宅が分譲住宅である場合にあつては、次に掲げる事項

イ 分譲住宅の譲受人の資格並びに譲受人の募集及び選定の方法に関する事項

ロ 分譲住宅の価額その他譲渡の条件に関する事項

ハ 譲渡後の分譲住宅の用途を住宅以外の用途へ変更することを規制するための措置に関する事項

七 その他国土交通省令で定める事項(認定の基準)

第二十三條 市町村長は、前条第一項の認定(以下この条から第二十九條までにおいて「計画の認定」という。)の申請があつた場合において、当該申請に係る同項の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

一 第九條第二項第六号に掲げる事項として認定基本計画に定められているものに適合するものであること。

二 良好な住居の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。

三 都市福利施設(居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものに限る。以下この号及び第七号において同じ。)の整備と併せて建設し、又は都市福利施設と隣接し、若しくは近接するものであること。

四 共同住宅が地階を除く階数が三以上の建築物の全部又は一部をなすものであり、かつ、当該建築物の敷地面積が国土交通省令で定める規模以上であること。

五 住宅の戸数が、国土交通省令で定める戸数以上であること。

六 住宅の規模、構造及び設備が、当該住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

七 共同住宅の建設の事業(当該事業と併せて都市福利施設の整備を行う場合には当該都市福利施設の整備に関する事業を含む。)に関する資金計画が、当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。

八 住宅が賃貸住宅である場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 賃貸住宅の賃借人の資格を、次の(1)又は(2)に掲げる者としているものであること。

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者

(2) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

ロ 賃貸住宅の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

ハ 賃貸住宅の賃借人の募集及び選定の方法並びに賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

二 賃貸住宅の管理の方法が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ホ 賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

九 住宅が分譲住宅である場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 分譲住宅の譲受人の資格を、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる者としているものであること。

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者

(2) 親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

(3) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

ロ 分譲住宅の価額が、近傍同種の住宅の価額と均衡を失しないよう定められるものであること。

ハ 分譲住宅の譲受人の募集及び選定の方

法並びに譲渡の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

二 譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が、建築基準法昭和二十五年法律第二百一十号第六十九条又は第七十六条の三第一項の規定による建築協定の締結により行われるものであることその他の国土交通省令で定める基準に従って行われるものであること。

(計画の認定の通知)

第二十四条 市町村長は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

(認定計画の変更)

第二十五条 計画の認定を受けた者(次条から第三十一条まで及び第七十一条において「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた第二十二条第一項の計画(第二十八条及び第三十一条において「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

(報告の徴収)

第二十六条 市町村長は、認定事業者に対し、中心市街地共同住宅供給事業の実施の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第二十七条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域の土地の所有権その他当該中心市街地共同住宅供給事業の実施に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

第二十八条 市町村長は、認定事業者が認定計

画(第二十五条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第三十一条において同じ。)に従って中心市街地共同住宅供給事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十九条 市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。

一 前条の規定による命令に違反したとき。  
二 不正な手段により計画の認定を受けたとき。

2 第二十四条の規定は、市町村長が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(費用の補助)

第三十条 地方公共団体は、認定事業者に対して、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助に係る中心市街地共同住宅供給事業により建設された住宅の家賃又は価額)

第三十一条 認定事業者は、前条第一項の規定による補助に係る中心市街地共同住宅供給事業の認定計画に定められた賃貸住宅の管理の期間における家賃について、当該賃貸住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参酌して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

2 前項の賃貸住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があった

場合として国土交通省令で定める基準に該当する場合においては、当該変動後において当該賃貸住宅の建設に通常要すると認められる費用とする。

3 認定事業者は、前条第一項の規定による補助に係る中心市街地共同住宅供給事業により建設された分譲住宅の価額について、当該分譲住宅の建設に必要な費用、利息、分譲事務費、公課その他必要な費用を参酌して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

(資金の確保等)

第三十二条 国及び地方公共団体は、中心市街地共同住宅供給事業の実施のために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(地方住宅供給公社の業務の特例)

第三十三条 地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項が定められた認定基本計画に係る認定中心市街地の区域内において、地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施並びに中心市街地共同住宅供給事業として自ら又は委託により行う共同住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び当該共同住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理の業務を行うことができる。

2 前項の規定により地方住宅供給公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び中心市街地の活性化に関する法律第三十三条第一項に規定する業務」とする。

(地方公共団体による住宅の建設)

第三十四条 地方公共団体は、中心市街地共同住宅供給事業の実施その他の認定中心市街地

の区域内における住宅の供給の状況に照らして必要と認めるときは、良好な居住環境が確保された住宅の建設に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が認定中心市街地の区域内において第二十三条の基準に準じて国土交通省令で定める基準に従い住宅の供給を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該住宅の建設に要する費用の一部を補助することができる。

(地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例)

第三十五条 認定市町村である市に対する地方住宅供給公社法第八条の規定の適用については、同条中「人口五十万以上の市」とあるのは、「人口五十万以上の市若しくは中心市街地の活性化に関する法律第十二条第一項に規定する認定市町村である市」とする。

(大規模小売店舗立地法の特例)

第三十六条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条、次条及び第五十五条において「都道府県等」という。)は、認定中心市街地の区域(当該区域内に第五十五条第一項の規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。)のうち、大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法平成十年法律第九十一号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域(以下「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」という。)を定めることができる。

2 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたときは、経済産業省令で定めるところにより、その内容を公告しなければならない。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 前項の公告の日(第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、次条第一項において準用する前項の公告の日)以後は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域(第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、その変更後のもの)における大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第五条、第六条第一項から第四項まで、第七条から第十条まで、第十一条第三項、第十四条及び附則第五条の規定は、適用しない。</p> <p>4 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を作成しようとするときは、当該区域の存する認定市町村と協議しなければならない。</p> <p>5 認定市町村は、認定基本計画を実施するため必要があると認めるときは、都道府県等に對し、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を記載した書面をもつて第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めるよう要請することができる。</p> <p>6 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催その他の住民等(当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域内に居住する者、当該区域において事業活動を行う者、当該区域の地区に含む商工会又は商工会議所その他の団体その他の当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者)をいう。第八項及び第九項において同じ。)の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>7 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を公告し、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> | <p>8 前項の公告に係る第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案には、次項の規定により住民等が当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について都道府県等に意見を提出するに際し参考となるべき事項として経済産業省令で定めるものを記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>9 第七項の規定による公告があったときは、住民等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について、都道府県等に意見を提出することができる。</p> <p>10 第一種大規模小売店舗立地法特例区域において大規模小売店舗を設置する者は、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営するよう努めなければならない。</p> <p>11 前項の大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、当該大規模小売店舗を設置する者が同項の規定により適正な配慮をして行う当該大規模小売店舗の維持及び運営に協力するよう努めなければならない。</p> <p>第三十七条 前条第二項及び第四項から第九項までの規定は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止について準用する。</p> <p>2 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止の際当該変更又は廃止により第一種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域において現に大規模小売店舗を設置している者は、前項において準用する前条第二項の公告の日以後最初に大規模小売店舗立地法第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨及び同項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県等に届け出なければならない。この場合においては、同法附則第五条の規定は、適用しない。</p> | <p>3 前項の規定による変更に係る事項の届出は、大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出とみなす。</p> <p>4 第二項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出とみなす。ただし、同法第五条第三項及び第四項並びに第七条から第九条までの規定は、適用しない。</p> <p>(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務)</p> <p>第三十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この条及び第四十二条において「機構」という。)は、認定中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 認定中心市街地において、次に掲げる施設の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は出資を行った当該者の委託を受けてこれらの施設(イに掲げる施設にあつては、これと併せて整備される商業施設を含む。)の整備若しくは賃貸その他の管理の事業を行うこと。</p> <p>イ 商業基盤施設</p> <p>ロ 都市型新事業の技術に関する研究開発のための施設であつて都市型新事業の技術に関する研究開発を行う者の共用に供するもの、都市型新事業の技術に関する研究開発及びその企業化を行うための事業場又は都市型新事業に係る商品若しくは役務の展示及び販売若しくは提供のための施設</p> <p>二 認定中心市街地において、都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> | <p>2 機構は、前項の業務のほか、認定中心市街地における商業の活性化を促進するため、展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業及び研修その他の小売業の業務を行う者の経営の効率化に寄与する事業であつて、認定中心市街地における商業の活性化に資するものに必要な資金の出資を行う。</p> <p>3 機構は、前二項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 認定中心市街地における第一項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡</p> <p>二 第一項の規定により機構が行う同項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場(以下この号において「工場等」という。)の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡</p> <p>三 前二号に掲げる業務に関連する技術的援助並びに中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための計画の策定に係る技術的援助</p> <p>(共通乗車船券)</p> <p>第三十九条 運送事業者は、認定基本計画において第九条第二項第八号イに掲げる事項として定められた公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業を行うため、認定中心市街地に來訪する旅客又は認定中心市街地の区域内を移動する旅客を対象とする共通乗車船券(二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつ</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

て、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスを提供を受けることができるものを用いる。に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。

2 前項の届出をした者は、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十六条第三項後段若しくは第三十六条後段、軌道法(大正十年法律第七十六号)第十一条第二項、道路運送法第九條第三項後段又は海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第八條第一項後段(同法第二十三條において準用する場合を含む。)の規定による届出をしたものとみなす。

第十四条第一項中「定めた」の下に「場合であつて、当該基本計画が第九條第六項第十一條第二項において準用する場合を含む。」の認定を受けたを加え、「同条第一項」を「同法第四條第一項」に改め、同条第三項中「第六條」を「第六條第一項又は第三項」に改め、同条を第十七條とし、同条の次に次の三條を加える。

(中心市街地公共空地等の設置及び管理)

第十八条 地方公共団体又は中心市街地整備推進機構は、認定中心市街地の区域内における国土交通省令で定める規模以上の土地又は建築物その他の工作物(以下この条において「土地等」という。)の所有者との契約に基づき、当該土地等に緑地、広場その他の公共空地、駐車場その他当該認定中心市街地の区域内の居住者等の利用に供する国土交通省令で定める施設(以下「中心市街地公共空地等」という。)を設置し、当該中心市街地公共空地等を管理することができる。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

第十九条 中心市街地整備推進機構が前条の規定により管理する中心市街地公共空地等内の

樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十一年法律第四十二号)第二条第一項の規定に基づき保存樹木又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び推進機構(中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。以下同じ。)」と、同法第六条第二項及び第八條中「所有者」とあるのは「推進機構」と、同法第九條中「所有者」とあるのは「所有者又は推進機構」とする。

(民間都市開発法の事業用地適正化計画の認定の特例)

第二十条 認定中心市街地の区域内の民間都市開発事業(民間都市開発法第二条第二項に規定する民間都市開発事業をいう。)の用に供する一団の土地の形状、面積等を適正化する計画について、民間都市開発法第十四條の二第二項若しくは第二項又は第十四條の十三第一項の認定の申請があつた場合における民間都市開発法第十四條の十三第二項の規定(民間都市開発法第十四條の十三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、民間都市開発法第十四條の三第一号中「次に掲げる」とあるのは、「次のイ、ハ及びニに掲げる」とする。

第八条から第十三条までを削る。

第七条第一項中「基本計画において定められた土地区画整理事業」を「認定基本計画において第九條第二項第四号に掲げる事項として定められた土地区画整理事業」に、「基本計画において定められた中心市街地(以下「特定中心市街地」という。))を「認定基本計画において定められた中心市街地(以下「認定中心市街地」という。))」に、「交通施設、情報処理施設その他の特定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設」を「都市福利施設(認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設に限る。))」に改め、「第十条第一項の規定により指定された」を削り、「基本計画において前条第二項第四号」を「認定基本計画において第九條第二項第五号」に、「の用に供する」を「又は公営住宅等(認定基本計画において第九條第二項第六号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限り、)の用に供する」に改め、同条第二項中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七條第二項」を「中心市街地の活性化に関する法律第十六條第二項」に改め、同条を第十六條とし、同条の前に次の章名及び節名を付する。

第四章 中心市街地の活性化のための特別の措置  
第一節 認定中心市街地における特別の措置  
第二章の章名を削る。

第六條の見出しを「(基本計画の認定)」に改め、同条第一項中「市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する」を「中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための」に、「作成する」を「作成し、内閣総理大臣の認定を申請する」に改め、同条第二項第一号及び第三号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進」を「中心市街地の活性化」に改め、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五 都市福利施設を整備する事業に関する事項  
六 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項  
(地方住宅供給公社の活用により中心市街地共同住宅供給事業を促進することが必要と認められる場合にあつては、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業

の促進に関する業務の実施に関する事項)  
第六條第二項に次の六号を加える。

七 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

八 第四号から前号までに規定する事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する事項  
イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業  
ロ 特定事業

九 第四号から前号までに規定する事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項  
十 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

十一 その他中心市街地の活性化のために必要な事項  
十二 計画期間

第六條中第三項を削り、第四項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 市町村は、第一項の規定により基本計画を作成しようとするときは、第十五條第一項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されている場合には、基本計画に定める事項について当該中心市街地活性化協議会の意見を、同項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されていない場合には、第二項第七号に掲げる事項について当該市町村の区域をその地区とする商工会又は商工会議所の意見を聴かなければならない。

第六條第五項から第七項までを次のように改める。

5 市町村は、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該地方住宅供給公社及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該市町村を除く。)の長の同

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>意を得なければならない。</p> <p>6 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた基本計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 基本方針に適合するものであること。</p> <p>二 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。</p> <p>三 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されるところと見込まれるものであること。</p> <p>7 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、中心市街地活性化本部に対し、意見を求めることができる。</p> <p>第六条に次の四項を加える。</p> <p>8 内閣総理大臣は、第六項の認定をしようとするときは、第二項第四号から第十号までに掲げる事項について、経済産業大臣、国土交通大臣、総務大臣その他の当該事項に係る関係行政機関の長(次条、第十二条及び第十三条において単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。</p> <p>9 内閣総理大臣は、第六項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。</p> <p>10 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第四項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に当該認定を受けた基本計画(以下「認定基本計画」という。)の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。</p> <p>11 都道府県は、認定基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。</p> <p>第六条を第九条とし、同条の次に次の六条を加える。</p> | <p>(認定に関する処理期間)</p> <p>第十条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内に於いて速やかに、同条第六項の認定に関する処分を行わなければならない。</p> <p>2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第六項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第八項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。</p> <p>(認定基本計画の変更)</p> <p>第十一条 市町村は、認定基本計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2 第九条第四項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の認定基本計画の変更について準用する。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第十二条 内閣総理大臣は、第九条第六項の認定(前条第一項の規定による変更の認定を含む。)を受けた市町村(以下「認定市町村」という。)に対し、認定基本計画(認定基本計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。</p> <p>2 関係行政機関の長は、認定市町村に対し、認定基本計画(第九条第二項第四号から第十号までに掲げる事項に限る。)の実施の状況について報告を求めることができる。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第十三条 内閣総理大臣は、認定基本計画が第九条第六項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>2 関係行政機関の長は、前項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。</p> <p>3 第九条第九項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。</p> <p>4 市町村は、前項の規定により準用する第九条第九項の規定により通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を、都道府県及び同条第四項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に通知するとともに、公表しなければならない。</p> <p>(認定市町村への援助等)</p> <p>第十四条 認定市町村は、中心市街地活性化本部に対し、認定基本計画の実施を通じて得られた知見に基づき、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、政府の中心市街地の活性化に関する施策の改善についての提案をすることができる。</p> <p>2 中心市街地活性化本部は、前項の提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該認定市町村に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>3 国は、認定市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、国及び認定市町村は、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。</p> <p>(中心市街地活性化協議会)</p> <p>第十五条 第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、第一号及び第二号に掲げる者は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。</p> | <p>定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。</p> <p>3 第九条第九項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。</p> <p>4 市町村は、前項の規定により準用する第九条第九項の規定により通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を、都道府県及び同条第四項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に通知するとともに、公表しなければならない。</p> <p>(認定市町村への援助等)</p> <p>第十四条 認定市町村は、中心市街地活性化本部に対し、認定基本計画の実施を通じて得られた知見に基づき、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、政府の中心市街地の活性化に関する施策の改善についての提案をすることができる。</p> <p>2 中心市街地活性化本部は、前項の提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該認定市町村に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>3 国は、認定市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、国及び認定市町村は、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。</p> <p>(中心市街地活性化協議会)</p> <p>第十五条 第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、第一号及び第二号に掲げる者は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。</p> | <p>組織することができる。</p> <p>一 当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者</p> <p>イ 中心市街地整備推進機構(第五十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。次条、第十八条及び第十九条において同じ。)</p> <p>ロ 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であつて政令で定める要件に該当するもの</p> <p>二 当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者</p> <p>イ 当該中心市街地の区域をその地区とする商工会又は商工会議所</p> <p>ロ 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された公益法人又は特定会社であつて政令で定める要件に該当するもの</p> <p>2 中心市街地において、第九条第二項第四号から第八号までに規定する事業を実施しようとする者は、当該中心市街地において前項の規定による協議会が組織されていない場合に於ては、同項各号に掲げる者に対して、同項の規定による協議会を組織するよう要請することができる。</p> <p>3 第一項各号に掲げる者は、同項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その旨及び内閣府令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。</p> <p>4 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



構成員として加えるよう協議会に申し出る  
ことができる。

一 当該中心市街地において第九条第二項第  
四号から第八号までに規定する事業を実施  
しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、認定基本計画及  
びその実施に関し密接な関係を有する者

三 当該中心市街地をその区域を含む市町村  
前項に規定する者から同項の規定による申  
出があつた場合においては、協議会は、正当  
な理由がある場合を除き、当該申出を拒むこ  
とができない。

六 協議会は、必要があると認めるときは、第  
四項に規定する者に対し、協議会への参加を  
要請することができる。

七 協議会は、必要があると認めるときは、関  
係行政機関及び独立行政法人中小企業基盤整  
備機構の長並びに民間都市開発の推進に関す  
る特別措置法(昭和六十二年法律第六十二  
号、第二十条において「民間都市開発法」とい  
う。)第三条第一項の規定により指定された民  
間都市開発推進機構の代表者に対して、資料  
の提供、意見の表明、説明その他の協力を求  
めることができる。

八 協議会は、特に必要があると認めるとき  
は、前項に規定する者以外の者に対しても、  
必要な協力を求めることができる。

九 協議会は、市町村に対し、第九条第一項の  
規定により市町村が作成しようとする基本計  
画並びに認定基本計画及びその実施に関し必  
要な事項について意見を述べることができ  
る。

十 第一項の協議を行うための会議において協  
議が調つた事項については、協議会の構成員  
は、その協議の結果を尊重しなければならない  
い。

十一 前各項に定めるもののほか、協議会の運営  
に関し必要な事項は、規約で定めるものとす  
る。

第五条の見出しを削り、同条第一項中「主務  
大臣」を「政府」に、「中心市街地における市街地  
の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に  
関する」を「中心市街地の活性化を図るための」  
に改め、同条第二項中「につき、次条第一項の  
基本計画の指針となるべきもの」を削り、同項  
第一号を次のように改める。

一 中心市街地の活性化の意義及び目標に関  
する事項

第五条第二項中第四号を削り、第三号を第四  
号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次  
の一号を加える。

二 中心市街地の活性化のために政府が実施  
すべき施策に関する基本的な方針

第五条第二項第五号を次のように改める。

五 中心市街地における都市福利施設を整備  
する事業に関する基本的な事項

第五条第二項に次の六号を加える。

六 公営住宅等を整備する事業、中心市街地  
共同住宅供給事業その他の中心市街地におけ  
る住宅の供給のための事業及び当該事業  
と一体として行う居住環境の向上のための  
事業に関する基本的な事項

七 中小小売商業高度化事業、特定商業施設  
等整備事業その他の中心市街地における商  
業の活性化のための事業及び措置に関する  
基本的な事項

八 第四号から前号までに規定する事業及び  
措置と一体的に推進する次に掲げる事業に  
関する基本的な事項

イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を  
図るための事業

ロ 特定事業

九 第四号から前号までに規定する事業及び  
措置の総合的かつ一体的推進に関する基本  
的な事項

十 中心市街地における都市機能の集積の促  
進を図るための措置に関する基本的な事項

十一 その他中心市街地の活性化に関する重

要な事項

第五条第三項から第六項までを次のように改  
める。

三 政府は、基本方針を定めるに当たっては、  
前項第四号から第八号まで及び第十号に規定  
する事業及び措置が総合的かつ一体的に推進  
されるようこれを定めるものとする。

四 内閣総理大臣は、中心市街地活性化本部  
(第五十六条に規定する中心市街地活性化本  
部をいう。次条及び第十四条において同じ。)  
が作成した基本方針の案について閣議の決定  
を求めなければならない。

五 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の  
決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を  
公表しなければならない。

六 政府は、情勢の推移により必要が生じた  
ときは、基本方針を変更しなければならない。  
第五条に次の一項を加える。

七 第四項及び第五項の規定は、基本方針の変  
更について準用する。

第五条を第八条とし、同条の次に次の章名を  
付する。

第三章 基本計画の認定等

第四条第五項を削り、同条第四項中第一号を  
削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「第  
二十七条」を「第四十四条」に改め、同号を同項  
第二号とし、同項第四号を第三号とし、第五  
号を第四号とし、第六号を削り、同項を同条第  
九項とし、同条第三項を削り、第二項を第三  
項とし、同項の次に次の五項を加える。

四 この法律において「都市福利施設」とは、教  
育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他  
の都市の居住者等の共同の福祉又は利便のた  
め必要な施設をいう。

五 この法律において「公営住宅等」とは、地方  
公共団体、地方住宅供給公社その他公法上の  
法人で政令で定めるものが自ら居住するため  
住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡  
する目的で建設する住宅をいう。

六 この法律において「中心市街地共同住宅供  
給事業」とは、この法律で定めるところに  
従つて行われる共同住宅の建設及びその管理  
又は譲渡に関する事業並びにこれらに附帯す  
る事業をいう。

七 この法律において「中小小売商業高度化事  
業」とは、次の各号に掲げる者が実施(第一号  
又は第二号に掲げる場合にあつては、第一号  
又は第二号に掲げる者の組合員又は所屬員に  
よる実施を含む。)をする当該各号に定める事  
業をいう。

一 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律  
第百一号)第四条第一項に規定する商店街  
振興組合等 主として中小小売商業者であ  
る組合員又は所屬員の経営の近代化を図る  
ために行う同項に規定する事業(事業の用  
に供されていない店舗を賃借する事業を含  
む。)

二 事業協同組合、事業協同小組合又は協同  
組合連合会 主として中小小売商業者であ  
る組合員又は所屬員の経営の近代化を図る  
ために行う店舗を一つの団地に集団して設  
置する中小小売商業振興法第四条第二項に規  
定する事業

三 事業協同組合又は事業協同小組合 中小  
小売商業者である組合員のための中小小売  
商業振興法第四条第三項第一号に規定する  
共同店舗等(第六号において「共同店舗等」  
という。)の設置の事業

四 協業組合 中小小売商業振興法第四条第  
三項第二号に定める事業

五 二以上の中小小売商業者が合併をして設  
立された小売業に属する事業を主たる事業  
として営む会社(合併後存続している会社  
を含む。) 当該会社の店舗等(中小小売商  
業振興法第四条第三項第二号に規定する店  
舗等をいう。次号において同じ。)の設置の  
事業

六 二以上の中小小売商業者が資本金の額又

は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売業者のための共同店舗等の設置の事業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む当該会社の店舗等の設置の事業

七 商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。） 商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売業者の経営の近代化を支援するために行う中小小売商業振興法第四条第六項に規定する事業（事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。）

八 この法律において「特定商業施設等整備事業」とは、商業基盤施設又は相当規模の商業施設を整備する事業（前項に掲げるものを除く。）をいう。

この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいい、「中小小売業者」とは、主として小売業に属する事業を営む者であつて、第四号から第七号までのいずれかに該当するものをいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属

する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

この法律において「特定民間中心市街地活性化事業」とは、中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び特定事業であつて民間事業者が行うものをいう。

第二章 基本方針

第三条 次の三つの基本理念を加える。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、中心市街地の活性化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、地域における地理的及び自然的特

性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、国の施策と相まって、効果的に中心市街地の活性化を推進するよう所要の施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、第三条の基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する中心市街地の活性化のための施策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

附則第二条から第四条までを次のように改める。

第二条から第四条まで 削除

附則第五条第一項及び第二項中「特定中心市街地」を「認定中心市街地」に、「認定中小小売商業高度化事業者」を「中小小売商業高度化事業者」に改める。

附則第六条から第十五条までを削る。

（特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の廃止）

第二条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、第一条の規定による改正後の中心市街地の活性化に関する法律（以下「新法」という。）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定に

よる改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下「旧法」という。）第六条第一項の規定により作成された基本計画（以下「旧基本計画」という。）において同条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せて旧法第七条第一項に規定する施設の整備が定められている場合における同項の規定による当該土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の規定により指定されている中心市街地整備推進機構は、新法第五十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構とみなす。

2 前項において指定されたものとみなされた中心市街地整備推進機構は、新法第五十二条各号に掲げる業務のほか、旧法第十一条第二号に掲げる業務を行うものとする。この場合において、旧法第十二条及び第十三条の規定の適用については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に旧基本計画に旧法第十四条第一項の規定による路外駐車場の整備に関する事項が定められている場合における同条第二項の規定による特定駐車場事業概要を定める手続及び同条第三項の規定による都市公園の地下の占用の許可については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前に旧法第十六条第一項の規定により認定の申請がされた同項の特定事業計画であつてこの法律の施行の際認定をすることがどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

2 前項の規定に基づき従前の例により認定を受けた旧法第十六条第一項の特定事業計画は、第六項及び附則第十四条の規定の適用については、旧法第十七条第二項の認定特定事業計画とみなす。

2 前項の規定に基づき従前の例により認定を受けた旧法第十六条第一項の特定事業計画は、第六項及び附則第十四条の規定の適用については、旧法第十七条第二項の認定特定事業計画とみなす。

3 前項の特定事業計画を実施する者は、附則第九條第二項、第十條第一項、第十二條、第十三條及び第十五條の規定の適用については、旧法第十七條第一項の認定特定事業者とみなす。

4 第二項の特定事業計画に基づく旧法第四條第四項第二号に掲げる特定事業は、附則第十條第二項の規定の適用については、旧法第二十六條第二項の認定中小小売商業高度化支援等事業とみなす。

5 第二項の特定事業計画に係る旧法第四條第四項第三号の中心市街地食品流通円滑化事業は、附則第十一條の規定の適用については、旧法第二十七條第一号の認定食品流通円滑化事業とみなす。

6 旧法第十七條第二項の認定特定事業計画の変更の認定及び取消しについては、なお従前の例による。

7 旧法第十九條第二項の中小小売商業高度化事業構想の変更の認定及び取消しについては、なお従前の例による。

8 旧法第二十條第一項の中小小売商業高度化事業計画であつてこの法律の施行の際認定をすることがどうかの処分がされていないものについては、経済産業大臣の認定については、なお従前の例による。

2 前項の規定に基づき従前の例により認定を受けた旧法第二十條第一項の中小小売商業高度化事業計画は、第五項及び附則第十四條の規定の適用については、旧法第二十一條第二項の認定中小小売商業高度化事業計画とみなす。

3 前項の中小小売商業高度化事業計画を実施する者は、附則第十條第一項及び第十五條の規定の適用については、旧法第二十一條第一項の認定中小小売商業高度化事業者とみなす。

4 第二項の中小小売商業高度化事業計画に基づく旧法第四條第五項第七号の中小小売商業高度化事業は、附則第十條第二項の規定の適用については、旧法第二十六條第二項の認定中小小売商業高度化事業者とみなす。

商業高度化支援等事業とみなす。

5 旧法第二十一條第二項の認定中小小売商業高度化事業計画の変更の認定及び取消しについては、なお従前の例による。

9 第九條 この法律の施行の際現に旧法第二十二條第一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が整備し、又は管理している同号に規定する工場若しくは事業場又は施設に係る同号に規定する機構の業務については、なお従前の例による。

2 旧法第十七條第一項の認定特定事業者に関する旧法第二十二條第二項第一号に規定する債務の保証については、なお従前の例による。

10 旧法第十七條第一項の認定特定事業者及び旧法第二十一條第一項の認定中小小売商業高度化事業者に関する旧法第二十六條第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同條第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証についての同条に規定する中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例については、なお従前の例による。

2 旧法第二十六條第二項の認定中小小売商業高度化支援等事業を実施する公益法人であつて、当該認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三條第一項又は第三條の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについての旧法第二十六條第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

11 旧法第二十七條第一号の認定食品流通円滑化事業に係る同条各号に規定する食品流通構造改善促進機構の業務については、なお従前の例による。

12 旧法第二十七條第一項の認定特定事業者に係る旧法第二十九條の規定による道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の特例については、なお従前の例による。

13 旧法第十七條第一項の認定特定事業者に係る旧法第三十條の規定による貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の特例については、なお従前の例による。

14 第十四條 この法律の施行の日前に、旧法第十七條第二項の認定特定事業計画又は旧法第二十一條第二項の認定中小小売商業高度化事業計画に係る商業基盤施設を設置した者について、地方公共団体が旧法第三十四條の規定により不動産取得税又は固定資産税に係る不均一の課税をした場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四條の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

15 第十五條 旧法第十七條第一項の認定特定事業者及び旧法第二十一條第一項の認定中小小売商業高度化事業者に関する旧法第三十六條に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

16 第十六條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 新法第三十六條第一項に規定する第一種大規模小売店舗立地法特例区域又は新法第五十五條第一項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係る公告の日前にした当該公告に係る区域内の大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法平成十年法律第九十一号）第二條第二項に規定する大規模小売店舗をいう。）に係る行為に対する大規模小売店舗立地法の罰則の適用については、なお従前の例による。

（特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の廃止に伴う経過措置）

17 第十七條 この法律の施行の際現に行われている民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び

対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律（平成十八年法律第 号。以下「特定施設整備法等廃止法」という。）附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされる特定施設整備法等廃止法附則第十一條の規定による改正前の特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第九條の債務の保証に係る機構の業務については、特定施設整備法等廃止法附則第十二條の規定は、なおその効力を有する。

（その他の経過措置の政令への委任）

18 第十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

に係る部分に限る。）の規定によりされた資金の貸付けについては、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第二十一条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「第二十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第二十二条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第三十九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に改め、「以下「中心市街地整備改善活性化法」という。」を削り、「第三十条第一項」を「第四十七条第一項」に、「中心市街地整備改善活性化法第四十六条第一項（特定事業計画の認定の規定による特定事業計画を「中心市街地の活性化に関する法律第四十条第一項（特定民間中心市街地活性化事業計画の認定）の規定による特定民間中心市街地活性化事業計画」に、「中心市街地整備改善活性化法第十七条第一項（特定事業計画の変更の認定）の規定による特定事業計画」を「同法第四十一条第一項（認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等）」の規定による認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第二十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「中心市街地整備改善活性化

法」を「中心市街地活性化法」に、「第二十二条第一項」を「第三十八条第一項」に、「並びに同条第二項の規定による債務の保証及び出資」を「及び同条第二項の規定による出資並びに中心市街地活性化法第四十二条の規定による債務の保証」に改め、同条第二項第四号中「中心市街地整備改善活性化法第三十二条第三項」を「中心市街地活性化法第三十八条第三項」に改め、同条第五項中「中心市街地整備改善活性化法第二十二条第一項」を「中心市街地活性化法第三十八条第一項」に改める。

第十八条第一項第二号中「中心市街地整備改善活性化法第二十二条第二項」を「中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十二条」に改める。

第二十二条第一項中「中心市街地整備改善活性化法第二十二条第一項第二号」を「中心市街地活性化法第三十八条第一項第二号」に改める。

附則第八号の三第二号中「係る」の下に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）附則第十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる」を加える。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第二十四条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

附則第四条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条とする。

別表第二十五号中「中心市街地における商業の活性化事業」を「削除」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第三十五条

第一項の規定による内閣総理大臣の認定に係る同法第二条第一項に規定する構造改革特別区域であるものについては、この法律の施行の日において新法第五十五条第一項の規定により都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を含む。）が第二種大規模小売店舗立地法特例区域として定め、その内容について新法第五十五条第四項において準用する新法第三十六条第二項の規定により公告をした区域とみなす。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十六条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条を次のように改める。

（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正）

第一百六条 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第二十七条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十四号の次に次の一号を加える。

五十四の二 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

平成十八年五月十八日印刷

平成十八年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B